令和5年かすみがうら市議会第4回定例会 市長提出議案集

令和5年11月28日提出

かすみがうら市

目 次

1.	議案第62号	かすみがうら市職員の公益的法人	、等への派遣等	等に関する
		条例の制定について		1~6
2.	議案第 63 号	かすみがうら市一般職の任期付職	哉員の採用及で	び給与の特
		例に関する条例の一部を改正する	5条例の制定(こついて
				7~8
3.	議案第 64 号	かすみがうら市特別職の職員で常	営勤のものの約	合与及び旅
		費に関する条例の一部を改正する	条例の制定に	こついて
				9~10
4.	議案第 65 号	かすみがうら市職員の給与に関す	る条例の一部	部を改正す
		る条例の制定について		11~24
5.	議案第66号	かすみがうら市国民健康保険税条	ミ例の一部を3	改正する条
		例の制定について		25~28
6.	議案第 67 号	かすみがうら市火災予防条例の一	-部を改正する	る条例の制
		定について		29~31
7.	議案第 68 号	かすみがうら市勤労青少年ホーム	ムの設置及び管	言理に関す
		る条例を廃止する等の条例の制定	E について	
				32~33
8.	議案第69号	令和5年度かすみがうら市一般会	除計補正予算	(第7号)
				34~56
9.	議案第 70 号	令和5年度かすみがうら市国民優	建康保険特別会	会計補正予
		算(第1号)		57~64
10.	議案第71号	令和5年度かすみがうら市介護係	R 険特別会計	甫正予算(第
		2号)		65~73

11.	議案第 72 号	令和5年度かすみがうら市水道	事業会計補正	予算(第	第2
		号)		74~8	30
12.	議案第 73 号	令和5年度かすみがうら市下水流	道事業会計補	正予算(第1
		号)		81~8	35
13.	議案第 74 号	土浦・かすみがうら土地区画整理	目一部事務組 [。]	合の解散	なにつ
		いて		86	
14.	議案第 75 号	公の施設の区域外設置に関する	協議について	-	
				87~9	90
(参	考資料)				
0	付議事件(条例	削)条文新旧対照表		91~1	801
•	かすみがうられ	5一般職の任期付職員の採用及び約	給与の特例に	.関する釒	条例
	新旧対照表			(91~9	2)
	かすみがう	ら市一般職の任期付職員の採用及び給	与の特例に関す	する条例	新旧
	対照表(第1	条関係)		(91~9	2)
	かすみがう	ら市一般職の任期付職員の採用及び給	与の特例に関す	する条例	新旧
	対照表(第2	条関係)		(92)	
	かすみがうられ	5特別職の職員で常勤のものの給 <u>!</u>	与及び旅費に	関する	条例
	新旧対照表			(92~9	3)
	かすみがう	ら市特別職の職員で常勤のものの給与	及び旅費に関す	する条例	新旧
	対照表(第1	条関係)		(92~9	3)
	かすみがう	ら市特別職の職員で常勤のものの給与	及び旅費に関す	する条例	新旧
	対照表(第 2	条関係)		(93)	
	かすみがうら市	5職員の給与に関する条例 新旧 ^対	対照表		
				(93~9	6)

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照	照表(第1条関]係)
		(93~95)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照	照表(第2条 関]係)
		(95~96)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照:	表	
		(96~99)
・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表		(100~105)
・ かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理	里に関する第	≷例を廃止す
る等の条例		(106~108)
かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する多	系例 新旧対	照表(第2条関
係)		(106)
かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬	州及び費用弁	償に関する条例
新旧対照表(附則第2項関係)		(106~107)
かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する剣	系例 新旧対	照表(附則第3
項関係)		(107)
かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例	新旧対照表	(附則第4項関
係)		(107~108)

議案第62号

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

かすみがうら市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する 法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第2条第1項及び第3 項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに 第12条第1項の規定に基づく公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な 事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

- 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務 にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。) を派遣することができる。
 - (1) 社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会
 - (2) かすみがうら市商工会
 - (3) 公益社団法人かすみがうら市シルバー人材センター

- 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。)
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)
- (4) かすみがうら市職員の定年等に関する条例(平成17年かすみがうら市 条例第31号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとさ れ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を 占める職員
- (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して 休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当 して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例 の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員
- (7) 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員
- 3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第1項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)に係る職員の職員派遣を受ける団体(以下「派遣先団体」という。)における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

- 第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
 - (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - (3) 前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
 - (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当する こととなった場合
 - (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
 - (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当する こととなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、 その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ1 00分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関するかすみがうら市職員の給与に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第46号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復職時等における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額

及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲 内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 2 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当の算 定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要がある と認められるときは、前項の規定の例により、その額を調整することができる。 (派遣職員等の処遇の状況等の報告)
- 第7条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(特定法人)

第8条 法第10条第1項に規定する条例で定める特定法人は、株式会社かす みがうら未来づくりカンパニーとする。

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号 に掲げる職員とする。

(法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合)

- 第10条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲 ばる場合とする。
 - (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。) が特定法人の役職員の地位を失った場合
 - (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合
 - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
 - イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなっ た場合

- ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合
- エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 公務上の必要等のために退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合)

第11条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法(明治40年法律第45号)その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(法第10条第2項に規定する条例で定める事項)

- 第12条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項 とする。
 - (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利 厚生に関する事項
 - (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第13条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関するかすみがうら市職員の給与に関する条例第23条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第14条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された 場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他 の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところに より、必要な調整を行うことができる。

(退職派遣者等の処遇の状況等の報告)

第15条 任命権者は、規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)は、かすみがうら市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議案第63号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)の一部を次のように改正する。 第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円

5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

第8条第2項中「「100分の165」」を「6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の 175」」に改める。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては「100分の165」、12月に支給する場合においては「100分の175」」を「「100分の170」」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及 び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令 和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第64号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。第4条中「100分の167.5」を「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの 給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令 和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正 前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払 とみなす。

議案第65号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例(平成17年かすみがうら市 条例第46号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第24条第7項」を「第23条第7項」に改め、同条第 2項中「100分の120」を「6月に支給する場合においては100分の1 20、12月に支給する場合においては100分の125」に改め、同条第3 項中「「100分の67.5」」を「「6月に支給する場合においては100 分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70」」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

第23条第8項中「第24条第7項」を「第23条第7項」に改める。 別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表

職員の	職務	1 VII	0 17	0 1/1	4 (77	- \d	C VI	7 VII
区分	の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100	365, 500
短時間	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300	368, 100
勤務職	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500	370, 500
員以外	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500	372, 900
の職員	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500	374, 800
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500	377, 300
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400	379, 600
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300	382, 100
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200	384, 500
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200	387, 100
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200	389, 700
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200	392, 300
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000	394, 600
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000	396, 900
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900	399, 100
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800	401, 400
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500	403, 200

18	183, 200	234, 000	263, 600	300,000	327, 900	356, 500	405, 100
19	184, 600	235, 500	264, 900	302,000	329, 800	358, 300	407, 000
20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200	408, 800
21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100	410, 600
22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000	412, 400
23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900	414, 200
24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800	416, 000
25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700	417, 600
26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371, 600	419, 100
27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500	420, 600
28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400	422, 100
29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900	423, 600
30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700	424, 900
31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500	426, 200
32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100	427, 400
33	208, 000	252, 400	285, 900	327,600	355, 300	383, 800	428, 600
34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200	429, 900
35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600	431, 200
36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000	432, 400
37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400	433, 600
38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600	434, 400
39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800	435, 200
40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800	436, 000
41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900	436, 600
42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100	437, 300

43	219, 900	262, 500	301, 300	346, 600	368, 900	396, 200	438, 000
44	220, 900	263, 600	302, 800	348, 400	370, 000	397, 300	438, 700
45	221, 800	264, 700	304, 400	349, 900	370, 800	398, 000	439, 500
46	222, 700	265, 800	306, 000	351, 300	371, 700	398, 700	440, 300
47	223, 600	266, 900	307, 600	352, 700	372, 600	399, 400	440, 700
48	224, 500	267, 900	309, 100	354, 200	373, 400	400, 100	441, 400
49	225, 400	268, 900	310,000	355, 700	374, 200	400, 700	441, 900
50	226, 300	269, 900	311, 500	356, 500	375, 000	401, 300	442, 300
51	227, 200	270, 900	313, 000	357, 500	375, 800	401,800	442, 700
52	228, 100	271, 800	314, 600	358, 500	376, 500	402, 200	443, 100
53	228, 900	272, 700	316, 200	359, 400	377, 200	402, 600	443, 500
54	229, 800	273, 600	317, 800	360, 500	377, 900	402, 900	443, 900
55	230, 700	274, 500	319, 300	361, 400	378, 600	403, 200	444, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800	362, 400	379, 300	403, 500	444, 600
57	231, 800	276, 300	322, 200	363, 300	379, 800	403, 800	444, 900
58	232, 600	277, 200	323, 400	364, 000	380, 400	404, 100	445, 300
59	233, 300	278, 100	324, 500	364, 700	381, 000	404, 400	445, 600
60	233, 900	279,000	325, 600	365, 300	381, 700	404, 700	445, 900
61	234, 500	280,000	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000	446, 200
62	235, 200	281,000	327, 200	366, 300	382, 800	405, 300	
63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600	
64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900	
65	236, 800	283, 300	329, 600	368,000	384, 400	406, 200	
66	237, 300	284, 000	330,000	368, 700	385, 000	406, 500	
67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800	

68	238, 400	285, 600	331, 300	370,000	386, 200	407, 100
69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
71	239, 900	288, 200	333, 500	371,600	387, 600	407, 900
72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900
80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900
84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100
85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300
86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600	
88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	

93	249, 400	295, 700	343, 200	382,000	394, 000	
94		295, 900	343, 600			
95		296, 200	344, 100			
96		296, 600	344, 500			
97		296, 800	344, 700			
98		297, 100	345, 100			
99		297, 500	345, 500			
100		297, 900	345, 800			
101		298, 100	346, 100			
102		298, 400	346, 500			
103		298, 800	346, 900			
104		299, 100	347, 300			
105		299, 300	347, 800			
106		299, 600	348, 200			
107		300,000	348, 600			
108		300, 300	349, 000			
109		300, 500	349, 500			
110		300, 900	349, 900			
111		301, 300	350, 200			
112		301,600	350, 500			
113		301, 800	351, 000			!
114		302, 000				
115		302, 300				
116		302, 700				
117		302, 900				

	118		303, 100					
	119		303, 400					
	120		303, 700					
	121		304, 100					
	122		304, 300					
	123		304, 600					
	124		304, 900					
	125		305, 200					
定年前		基準給						
再任用		与月額						
短時間								
勤務職		円	円	円	円	円	円	円
員		188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3号(第5条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	188, 100	204, 100	227, 900	265, 300	302, 500	326, 500	351,800
任 用	2	189, 900	205, 800	229, 900	266, 800	304, 300	328, 600	354, 000
短 時	3	191, 800	207, 600	231, 700	268, 200	306, 000	330, 600	356, 200
間勤	4	193, 500	209, 400	233, 500	269, 600	307, 800	332, 600	358, 100

1 1	ı	i	,		,	,	ı	1
務 職	5	194, 900	211, 300	235, 500	271, 100	309, 300	334, 600	360,000
員 以	6	196, 800	213, 400	237, 000	272, 400	311, 100	336, 100	362,000
外の	7	198, 600	215, 700	238, 500	273, 600	313, 000	337, 600	364, 000
職員	8	200, 500	217, 900	240, 100	274, 800	314, 900	339, 100	365, 800
	9	202, 100	219, 800	242,000	275, 800	316, 500	340, 600	367, 500
	10	203, 800	221, 900	243, 600	277, 000	318, 500	342, 800	369, 500
	11	205, 500	224, 000	245, 300	278, 200	320, 500	345, 000	371, 500
	12	207, 200	225, 800	246, 800	279, 300	322, 500	347, 000	373, 500
	13	208, 900	227, 600	248, 500	280, 400	324, 400	348, 800	375, 300
	14	210, 900	229, 400	250, 400	281, 700	326, 000	350, 800	377, 300
	15	213, 000	231, 100	252, 200	282, 700	327, 500	352, 700	379, 300
	16	215, 000	232, 700	254, 000	283, 700	329, 000	354, 600	381, 300
	17	217, 100	234, 600	255, 300	284, 400	330, 500	356, 500	382, 900
	18	218, 900	236, 000	256, 800	285, 800	332, 700	358, 500	384, 900
	19	220, 800	237, 400	258, 300	287, 100	334, 800	360, 400	386, 800
	20	222, 700	238, 800	259, 700	288, 400	336, 900	362, 400	388, 800
	21	224, 600	240, 400	261, 100	289, 400	338, 600	364, 100	390, 500
	22	226, 400	241, 900	261, 900	290, 400	340, 400	366, 000	392, 600
	23	228, 000	243, 500	262, 700	291, 600	342, 200	367, 800	394, 600
	24	229, 500	245, 100	263, 600	292, 700	344, 000	369, 700	396, 600
	25	231, 400	246, 700	264, 500	293, 600	345, 900	371, 400	398, 100
	26	232, 800	248, 300	265, 600	295, 100	347, 900	373, 400	400, 100
	27	234, 100	249, 900	266, 700	296, 700	349, 800	375, 400	402, 100
	28	235, 500	251, 400	267, 600	298, 200	351,600	377, 400	404, 200
	29	237, 200	252, 400	268, 400	299, 800	353, 400	379, 200	405, 700

30	238, 900	253, 900	269, 400	301, 500	355, 500	381, 300	407, 500
31	240, 500	255, 400	270, 500	303, 200	357, 300	383, 300	409, 100
32	242, 000	256, 800	271, 400	304, 900	359, 200	385, 300	410, 800
33	243, 500	258, 000	271, 900	306, 200	360, 600	387, 100	412, 400
34	245, 200	259, 000	273, 100	307, 800	362, 600	389, 200	413, 900
35	246, 800	259, 900	274, 100	309, 500	364, 500	391, 200	415, 400
36	248, 400	260, 800	275, 100	311, 100	366, 500	393, 100	416, 800
37	249, 400	261, 800	275, 700	312, 700	368, 400	394, 800	418,000
38	250, 900	263, 000	276, 600	314, 100	370, 500	396, 200	419, 500
39	252, 400	264, 100	277, 400	315, 600	372, 400	397, 500	421,000
40	253, 800	264, 900	278, 200	317, 100	374, 400	398, 800	422, 400
41	255, 000	265, 800	279, 000	318, 400	376, 300	399, 800	423, 900
42	255, 900	266, 800	280, 000	319, 900	378, 400	400, 900	425, 200
43	256, 800	267, 800	280, 900	321, 400	380, 400	401, 900	426, 400
44	257, 600	268, 600	281,700	322, 900	382, 400	402, 900	427, 600
45	258, 400	269, 200	282, 500	324, 400	384, 100	404, 000	428, 600
46	259, 400	270, 300	283, 700	326, 100	385, 800	405, 200	429, 300
47	260, 300	271, 200	284, 900	327, 800	387, 400	406, 300	430, 100
48	260, 900	272, 300	286, 200	329, 400	389, 000	407, 400	430, 900
49	261, 500	273, 000	287, 600	330, 800	390, 200	408, 600	431, 400
50	262, 400	273, 900	289, 200	332, 200	391, 200	409, 400	431, 800
51	263, 300	274, 800	290, 500	333, 600	392, 200	410, 200	432, 200
52	264, 200	275, 600	291, 800	335, 200	393, 200	410, 800	432, 500
53	264, 700	276, 400	293, 200	336, 700	394, 300	411, 300	432, 800
54	265, 900	277, 100	294, 700	338, 300	395, 400	412, 000	433, 200

55	266, 700	277, 900	296, 100	339, 900	396, 500	412, 700	433, 500
56	267, 800	278, 700	297, 500	341, 500	397, 600	413, 300	433, 800
57	268, 500	279, 400	298, 700	342, 400	398, 900	414, 000	434, 100
58	269, 300	280, 700	300, 300	344, 100	399, 700	414, 400	434, 400
59	270, 000	281, 900	301, 900	345, 700	400, 500	415, 000	434, 700
60	270, 700	283, 200	303, 200	347, 300	401, 100	415, 600	435, 000
61	271, 300	284, 500	304, 500	348, 900	401, 600	416, 000	435, 300
62	271, 900	285, 900	306, 000	350, 600	402, 300	416, 600	435, 600
63	272, 500	287, 100	307, 400	352, 200	403, 000	417, 100	435, 900
				·			
64	273, 100	288, 500	308, 700	353, 900	403, 700	417, 600	436, 200
65	273, 800	289, 800	310,000	355, 400	404, 000	418, 100	436, 500
66	274, 800	290, 900	311, 600	357, 000	404, 700	418, 700	436, 800
67	275, 800	292, 000	313, 000	358, 500	405, 400	419, 100	437, 100
68	276, 600	293, 100	314, 400	360, 000	405, 900	419, 600	437, 400
69	277, 500	294, 500	315, 700	361, 200	406, 300	420, 000	437, 600
70	278, 700	295, 900	317, 100	362, 600	406, 800	420, 300	437, 900
71	279, 800	297, 200	318, 400	363, 900	407, 400	420, 600	438, 200
72	281, 000	298, 300	319, 800	365, 300	407, 900	420, 900	438, 400
73	282, 000	299, 400	320, 500	366, 400	408, 400	421, 200	438, 600
74	283, 000	300, 500	322, 000	367, 600	408, 800	421, 500	438, 900
75	284, 000	301,600	323, 500	368, 800	409, 300	421, 800	439, 200
76	285, 000	302, 700	325, 200	370, 000	409, 800	422, 100	439, 500
77	286, 000	303, 600	327, 000	371, 300	410, 300	422, 300	439, 700
78	287, 100	305, 000	328, 700	372, 500	410, 800	422, 600	440,000
79	288, 100	306, 200	330, 300	373, 700	411, 400	422, 900	440, 300

	•							
	80	288, 700	307, 500	331, 900	374, 800	411, 900	423, 100	440,600
	81	289, 600	308, 700	333, 500	375, 900	412, 300	423, 300	440, 800
	82	290, 600	310, 100	335, 100	377, 100	412, 900	423, 600	441, 100
	83	291, 500	311, 200	336, 700	378, 200	413, 400	423, 900	441, 400
	84	292, 300	312, 500	338, 300	379, 400	413, 600	424, 100	441,700
	85	293, 400	313, 400	339, 700	380, 500	413, 900	424, 300	441, 900
	86	294, 500	314, 700	341, 200	381, 100	414, 400	424, 600	
	87	295, 400	316, 000	342, 700	381,600	414, 700	424, 900	
	88	296, 400	317, 500	344, 100	382, 100	415, 000	425, 100	
	89	297, 400	319, 000	345, 400	382, 700	415, 300	425, 300	
	90	298, 500	320, 500	346, 600	383, 300	415, 700	425, 600	
	91	299, 600	321, 900	347, 800	383, 900	416, 100	425, 900	
	92	300, 700	323, 400	349, 100	384, 500	416, 500	426, 100	
	93	301, 200	324, 600	350, 400	384, 800	416, 800	426, 300	
	94	302, 300	325, 900	351, 900	385, 300			
	95	303, 400	327, 200	353, 400	385, 900			
	96	304, 700	328, 500	354, 800	386, 400			
	97	305, 800	329, 700	356, 100	386, 800			
	98	307, 000	331,000	357, 300	387, 200			
	99	308, 200	332, 200	358, 400	387, 800			
	100	309, 400	333, 400	359, 600	388, 300			
	101	310, 500	334, 800	360, 700	388, 700			
	102	311, 500	335, 700	361,800	389, 200			
	103	312, 500	336, 700	362, 900	389, 800			
	104	313, 500	337, 800	364, 000	390, 300			
-	•	. '					·	1

	I		I	I	ĺ
105	314, 300	338, 900	365, 200	390, 600	
106	314, 900	340, 000	365, 700	391, 000	
107	315, 500	341,000	366, 300	391, 500	
108	316, 100	342, 000	366, 900	391, 800	
109	316, 600	343, 200	367, 500	392, 100	
110	317, 100	344, 200	368, 000	392, 600	
111	317, 500	345, 200	368, 500	393, 100	
112	318, 000	346, 100	369,000	393, 600	
113	318, 800	347, 000	369, 400	393, 900	
114	319, 500	347, 900	369, 800	394, 400	
115	320, 200	348, 900	370, 400	394, 900	
116	320, 800	349, 900	370, 900	395, 400	
117	321, 400	350, 900	371, 300	395, 700	
118	322, 200	351, 300	371, 800	396, 200	
119	322, 900	351, 900	372, 400	396, 700	
120	323, 700	352, 500	372, 900	397, 200	
121	324, 300	352, 800	373, 100	397, 600	
122	324, 600	353, 200	373, 600	398, 100	
123	325, 100	353, 700	374, 100	398, 500	
124	325, 600	354, 100	374, 500	399, 000	
125	325, 900	354, 500	375, 000	399, 400	
126		354, 900	375, 500		
127		355, 400	376, 000		
128		355, 800	376, 500		
129		356, 200	376, 800		

定年前再		基準給 与月額	基準給 与月額	基準給与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
	145		362, 600					
	143		361, 800 362, 300					
	142		361, 300					
	141		360, 800	382,000				
	140		360, 500	381, 700				
	139		360, 000	381, 200				
	138		359, 500	380, 700				
	137		359, 100	380, 200				
	136		358, 800	379, 900				
	134 135		358, 100 358, 500	379, 100 379, 500				
	133		357, 600	378, 600				
	132		357, 400	378, 300				
	131		357, 000	377, 800				
	130		356, 600	377, 300				

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」」を「「100分の122.5」に、「6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合においては100分の100、 12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の102. 5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の47. 5、12月に支給する場合においては100分の50」を「100分の48. 75」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による 改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の 規定による給与の内払とみなす。 議案第66号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 かすみがうら市国民健康保険税条例(平成17年かすみがうら市条例第10 1号)の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4 項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合 における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第 1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被 保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に 掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、

当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額 後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産 後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得 割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の1 2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12 分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属す る月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等 割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均 等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ

の減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の 産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する 場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規 定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行 うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第67号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例 かすみがうら市火災予防条例(平成18年かすみがうら市条例第2号)の一 部を次のように改正する。

第10条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第10条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。 第12条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。第12条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に

設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に 関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がな いと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物 から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、 又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第12条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第10条の2第1項第4号」 に改める。

第42条中「するもの」を「する者」に改める。

第43条中「するもの」を「する者」に改め、同条第13号中「蓄電池設備」 の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。 別表第1厨房設備の部気体燃料の款の次に次のように加える。

	不	木炭を						
	燃	燃料と	出い陸を明		1.0.0	F 0	F 0	F 0
固	以	するも	炭火焼き器		1 0 0	5 0	5 0	5 0
体	外	0)						
燃		木炭を						
料	不	燃料と	出い陸を明		0.0	2.0		2.0
	燃	するも	炭火焼き器	_	8 0	3 0		3 0
		の						

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後のかすみがうら市火災予防条例(以下「新条例」という。)第12条第1項に規定する蓄電池設備

(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第10条第1項第3号の2(新条例第7条の3第1項及び第3項、第10条第3項、第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 12条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新 条例第12条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわ らず、なお従前の例による。
- 4 新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなる もののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施 行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の 規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第68号

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例の制定について

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例を次のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を 廃止する等の条例

(かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の廃止)

第1条 かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第111号)は、廃止する。

(かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第94号)の一部を次のように改正する。

別表稲吉児童館の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正) 2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例(平成17年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正す る。

別表第1附属機関の部勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削る。 (かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

3 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成19年かすみ がうら市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

4 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第15号」を「第14号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。 別表勤労青少年ホームの項を削る。

議案第69号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第7号)

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算 (第7号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 第1条

19, 258, 219千円とする。

歳入歳出 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 予算補正」による。

(繰越明許費)

繰越明 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 許費」による。 第2条

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条(昭和22年法律第67号)の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、 債務負担行為補正」による。 間及び限度額は、「第3表

羅

(地方債の補正) 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月28日提出

第1表 歲入歲出予算補正

(単位 千円)	11111111	2, 943, 043	2,051,256	881, 417	1, 364, 553	417, 167	122,001	122,001	455, 460	455, 460	1,644,900	1, 644, 900	19, 258, 219
)	補正額	99, 760	94, 920	4,840	6, 669	6, 669	80,000	80,000	91, 301	91, 301	55, 900	55, 900	333, 630
	補正前の額	2, 843, 283	1, 956, 336	876, 577	1, 357, 884	410, 498	42,001	42,001	364, 159	364, 159	1, 589, 000	1, 589, 000	18, 924, 589
1 1 1			金	金		邻		金		金		債	
,			相	助		助							
	項		負	補				附		越			
` XII			庫	庫									11111111
\ \ \ \ \			里 1	五 2		2 県		1 寄		1 繰		1 市	⟨□
		④			金		金		会		債		
		丑			田								\forall
	款	赵					附		文章				羰
		車			赵								
歳入		15 運			16 県		18 寄		20 繰		22 市		

(単位 千円)	+===	141,868	141,868	2, 134, 223	1, 815, 239	220, 426	92, 747	6, 567, 527	3, 496, 339	2, 379, 860	691, 328	1, 362, 378	1, 362, 378	42,677	42, 677	784, 670	758,023	492, 334	492, 334	1, 881, 463	121, 642	858, 925	878, 593
(補正額	387	387	106,628	100, 979	$\triangle 2,815$	8, 464	138, 679	17, 463	$\triangle 10, 136$	131, 352	$\triangle 17,595$	$\triangle 17,595$	10, 558	10, 558	5,810	5,810	30, 170	30, 170	11, 988	2, 571	0	9, 417
	補正前の額	141, 481	141, 481	2, 027, 595	1, 714, 260	223, 241	84, 283	6, 428, 848	3, 478, 876	2, 389, 996	559, 976	1, 379, 973	1, 379, 973	32, 119	32, 119	778, 860	752, 213	462, 164	462, 164	1, 869, 475	119, 071	858, 925	869, 176
			黄		黄	黄	。 費		東	曹	載		単		費		黄		黄		費	黄	黄
					描		本台帳		祉	祉	蘳		生		諸						葘	銤	国
	項		414		農	税	民基		埋	埋	卷		衛				業		Н		管	垂	- 1 1111¤
					務		籍住		414	連	汪		健		働						+	路	#
			爨 [1 総	8 8	∮ <u>⊭</u> €		1 社	到 2	3 生		1 保		1 労		1 農		1 商		1 #	2 道	4 都
		黄		華				黄				華		華		華		華		華			
																洲							
	款	414		務				#				#		働		水産		Н		K			
																*							
丑		議		総				出				衛		张		丰		極		41			
羰		1		2				3				4		ಬ		9		7		∞			

36

	2	2	0	33	3	6	П	0	0	6
111111	932, 177	932, 177	2, 809, 790	274, 173	634, 713	276, 269	186, 841	57, 220	46,000	19, 258, 219
補正額	37, 118	37, 118	9,887	5, 992	262	$\triangle 253$	3, 551	0	0	333, 630
補正前の額	895, 059	895, 059	2, 799, 903	268, 181	634, 116	276, 522	183, 290	57, 220	46,000	18, 924, 589
		重		●	東	●	重		旧費	
				務	校	恒	恒		災害復	
通		既		総		教	*		拟	
				恒	沙	414	健		共土木施	1111111
		緋		教	\(\)	社	卷		₹ ₹	<п
		1		П	2	4	വ		4	
	重		東					重		丑
								Щ		
款	防		恒					復		辦
								細		
	纵		教					災		
	6		10					11		

第 2 表 繰 越 明 許 費

089,680	勤労青少年ホーム管理に要する経費	1 労働諸費	5 労働費
4, 730	保健センター管理に要する経費	1 保健衛生費	4 衛生費
1,881	旧小学校施設管理に要する経費	1 総務管理費	2 総務費
綴	事業名	項	款
(単位 千円)			

第 3 表 債務負担行為補正

(単位:千円)	限度額	086 '92
	留 解	令和6年度から令和25年度まで
1 追加	車	千代田ショッピングモール内新 庁舎土地賃借料

第 4 表 地方債補正

1 追 加				(単位 千円)
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧保健センター解体事業債	4, 200	普 通貸借 又は 証券発行	1 3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直し	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償
霞ヶ浦北小学校屋内運動場整備事業債	24, 200		を行った後においては、 当該見直し後の利率)	遠もしくは低利に借り換えすることができる。
災害復旧事業債	18,800			
勤労青少年ホーム等解体事業債	8, 700			

歲入歲出補正予算事項別明細書

総括

千円)		, 708	230, 384	2, 493	34, 064	22, 414	77,000	988, 876	123,000	20,000	32,860	, 000	5,882	59, 041	48, 900	943, 043	364, 553	18, 175	122,001	955, 531	, 460	416, 934
(単位	+==	5, 692, 708	230	2	34	22	77	886	123	20	32	4,000,000	2	29	48	2,943	1,364	18	122	955	455,	416
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99, 760	6, 669	0	80,000	0	91, 301	0
	補正額															,			50			
		8(34	93	34	4	00	9.	00	00	09	00	32	11	00	33	34	.5)1	31	69	34
	の額	5, 692, 708	230, 384	2, 493	34,064	22, 414	77,000	988, 876	123,000	20,000	32,860	4,000,000	5,882	59,041	48,900	2, 843, 283	1, 357, 884	18, 175	42,001	955, 531	364, 159	416,934
	補正前の額											,										
		Ę,		4.1	4.1	14.1	1.1	4.1	<i>h</i> .1	4.1	4.1	ĘŢ	4.1	4.1		4.1	4.1		4.1	16.1	<i>1</i> 6.1	
		税	税	御	④	 ④	 	④	金	金	(4)	税	金	金	菜	金	金	\vee	金	金	金	\prec
					<u>.</u>	八	中	付	付	付	中		: H	型	数							
			卓	中	付		炎	英	K	炎		付	ا ک	負	#	丑						
				K	X	得割			税		K		特 別	\ \			丑	以				
	款		譲	KI	KI	所有	税	税	田	割	例	汝	策	30	30	赵			附	\prec	越	以
	Ĭ.		1111111	靊	割	(漢	業	争	利	罪			対	及	及	1. (<u>, ,</u>		Ħ	1
						羅	 	排	繒	性	李		∜	金	料		赵	選				
			为	1	沠	华			7			为	茶			車						
Į,						壮	$ \prec $	为	7/	遠	为		興	型	田							
<u> </u>		単	粗	手	配	茶	洪	粗	Π̈́	溢	程	抽	英	分	使	H	順	財	春	繰	繰	星
撇		1	2	3	4	5	9	2	8	6	10	11	12	13	14	15	91	17	18	19	20	21

		006	219
1 11111	ī	1,644,900	19, 258, 219
	X []]	55, 900	333, 630
神正前の婚		1, 589, 000	18, 924, 589
		債	
			111111111111111111111111111111111111111
光 章			√ □
			X
			難
		25 申	

_		lп	 K		~	-	ro	~	1	0	2]	\sim	33	0			_
千円)		如时时	<u> </u>	387	21, 788	37, 309	$\triangle 21,795$	1,858	5, 591	30, 170	$\triangle 3,812$	37, 118	$\triangle 14,313$	$\triangle 3,000$			91, 301
(単位		引 1	X		2	3	$\triangle 2$			3		3	$\triangle 1$	\triangleleft			6
)		I	租		00												00
	訳	源	0 4		80, 000												80,000
	才源内	Ŋ	N														
	補正額の財源内訳	財	重				4, 200	8, 700			800		200	3,000			006
	補正		为				4,	8,			15,800		24, 200	3,			55, 900
		闰	型														
			H 金		4,840	101,370			219								106, 429
		华	国県支出金		4	101											106
			H														
				1,868	4, 223	7, 527	1, 362, 378	42,677	784, 670	492, 334	1, 881, 463	932, 177	2, 809, 790	57, 220	2,001,892	50,000	19, 258, 219
		111111111111111111111111111111111111111		141,	2, 134,	6, 567,	1, 36	4.	78,	49,	1,88	93,	2,809	5,	2,00	5(9, 258
				2.5	87	6,	2	89	0.	0,	88	8.	2.5	0	0	0	
		補正額		387	106, 628	138, 679	$\triangle 17,595$	10,558	5,810	30, 170	11, 988	37, 118	9,887				333, 630
		二 二			1	1	\triangleleft										3
		額		181	595	848	73	19	098	.64	175	920	03	20	392	000	689
		補正前の額		141, 481	2, 027, 5	428, 848	1, 379, 973	32, 119	778,860	462, 164	1, 869, 475	895, 059	2, 799, 903	57, 220	2,001,892	50,000	18, 924, 589
		補正			2, (6,	1, ;		,	,	1, 8	30	2,		2, (18, 9
				-f- ,	-t- ·		-£ .		-6.	- C .	-D .	-h .	16.	#b .	-f	-f	
				費	費	費	費	費	費	黄	黄	費	費	費	費	費	
									業					旦			111111111111111111111111111111111111111
									産								Įп
		蔌		414	務	#	#	働		Н	+	防	氚	綆	重	備	`
									水								丑
									林					岬			緩
丑				4114X	.41/s	_π 1.7	Į.L.	7	wit	畑	1 1	عاد	χ	~v	ابر	, N	师
羰				1 議	2 総	3 民	4 衛	5 労	6 農	7 商	8	9 消	0 教	1 1	2 公	3 子	
」 河				, 1	• 1		7)	, ,	~	,	10	11	12	13	

2 版 / ((項) 1 国庫負担金	t 担 会		(東)	位 千円)
	1 1 1 4	1	11	前			
ш	補正前の額	補正額	1-1111111111111111111111111111111111111	农	金 額	說明	
1民生費国庫負担金	1, 793, 276	94, 920	1, 888, 196	4 生活保護費負担金	94, 920	生活保護費負担金 生活保護者自力会 生活 医多二氏	96, 419
1 1111 III	1, 956, 336	94, 920	2, 051, 256				
(款) 15 国庫支出金			(項) 2 国庫補助金	削金			
1総務費国庫補助金	267, 604	4,840	272, 444	1 総務費補助金	4,840	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(総務省)	
111111111111111111111111111111111111111	876, 577	4,840	881, 417			7 H CC-111	
(款) 16 県支出金			(項) 2 県補財	5 金			
2民生費県補助金	216, 688	6, 450	223, 138	223,138 3 医療福祉費補助金	6, 450	医療費補助金字本士共工業官	6, 150
4農林水産業費員 補 助 金	81, 646	219	81,865	1農業費補助金	219	番宜又拉于级幹備切 <u>宠</u> 機構集積協力金交付事業費補助金	300
#	410, 498	6, 669	417, 167				
(款) 18 寄附金			(項) 1 寄附金	<i>(</i> 151)			
	42,001	80,000	122,001	1 寄 附 金	80,000	ふるさと応援寄附金	
11111111111111111111111111111111111111	42,001	80,000	122, 001				
(款) 20 繰越金			(項) 1 繰越金	<i>(</i> 14)			
1繰 金	364, 159	91, 301	455, 460	1 繰 越 金	91, 301	前年度繰越金	
1111111	364, 159	91, 301	455, 460				
(款) 22 市債			(項) 1 市債				
2衛 生 債	8, 600	4, 200	12,800	3 旧保健センター解体 事業債	4, 200	旧保健センター解体事業債	
5巻 育 債	853, 000	24, 200	877, 200	5 霞ヶ浦北小学校屋 内運動場整備事業 債	24, 200	霞ヶ浦北小学校屋内運動場整備事業債	
7災害復旧事業債	34, 200	18, 800	53,000	1 災害復旧事業債	18,800	※ 三人 	

_					
(単位 千円)					
		F			
	ንን ተነ	京元	勤労青少年ホーム等解体事業債		
		額	8, 700		
		④			
	所	分	青少年ホーム	体事業債	
		M	1 勤労青	等解	
(項) 1 市債	111	10	8, 700		1,644,900
	1-	(H) 正 領	8, 700		55, 900
	1	備正則の殺	0		1, 589, 000
			債		
22 市債		п	働		11111111
(款) 2			9 労		

(項) 1 議会費 1 議公曹 丑 3 豫

(単位 千円)		387	$\triangle 96$	121 121 242			4, 767	4, 767	$\triangle 1,337$	$\triangle 640$ $\triangle 456$	1,381	680 △764	8,815	$1,419$ $\triangle 806$	757	2, 181	1.881		0	300	300	80, 000	80,000	80,000	∆3, 496 ∧3, 496		$\triangle 2,706$ $\triangle 790$
<u> </u>		01 職員等人件費 0101 職員等人件費	2 一般職給料 3 浦朝 手当	3 勤勉手当 4 共済組合負担金			01 職員等人件費	1010	2 一般職給料 5 + ***	3 休凍十二3 作用手当	3 3 3 3 3 4 4 4 5 6 7 8 7 8 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	3 鄭勉寺当3 特別職期末手当	3 児童手当 ・	4 共済組合負担金4 特別職共済組合負担金	4 共済短期給付負担金	02 庁舎等財産管理事業 2002 ロホ営技体記毎四に無よ?28	300 0202 旧小子校施設官班に安りる権 費	12 旧志士庫小学校特別教室棟	及びランチルームインフラッカーを開います。	整備工事設計業務姿計 0204 行政機能移転に要する経費	13 土地借上羚	UD 奉並建用事業 10601 基金運用益等の落立に要する	経費			12 空家等対策計画策定業務委	託 12 空家活用意向調査業務委託
	金 額	$\begin{array}{c} \triangle 96 \\ 241 \end{array}$	242	1			$\triangle 5,619$	9,016	1,370							1,881	300		80,000						$\triangle 3,496$ 01		
	M 公	2 給 料 3 職 員	手当等4 共落費				怨	3 職手	4 共済費							12 委託料	13 使用を 及 ダ (グ	賃借	24 積立金						12 委託料		
	計				387		4, 767								$\overline{}$	2, 181	•		-						$\triangle 3,496$		
#t/	K 3	교 2				理費										80,000											
) 1 議会費	額の計	り (V) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) 1 総務管理費																					
(通)	I` 1 ⊢	送 (注) (注)				(通)																					
	111111111111111111111111111111111111111	141, 868			141,868		938, 594									366, 397									50, 963		
	正 額	387			387		4, 767									82, 181									$\triangle 3,496$		
<u>-</u> 4	補正前の額 補	141, 481			141, 481		933, 827									284, 216									54, 459		
5 版 H (款) 1 議会費	目	1議 会 費			111111111111111111111111111111111111111	(款) 2 総務費	1一般管理	献							1	5財産管理	M								8生活安全	<u> </u>	

横正前の額 補 正 額 計	•	(款) 2 総務費	5費	-			勇) 1	-r}((単位 千円)
日		[1	-11	無	額の	.	栏	४ मर्		ř	[
9 時 成 限		Ш	桶止町の額	븨			E 方 債	際の	1 🛣				五
1		9地域振興書		17, 527	193, 520				17, 527	12 委託料 14 工 事	16. 78	010百 0103	
1, 74, 260 100, 379 1,815, 299 (項) 2 微段黄 (四) 2 微粉黄 (項) 2 微粉黄 (型) 2 微粉黄 (Z) 2 微粉黄 (Z		ζ								請負	()))	
12 13 14 15 15 15 15 15 15 15										備贈	14		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										二人 生		安記 12 陶芸施設移設作業委託	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												12 防火対象物定期点検等委員 14 雪新回線終計工車	
14												14 电阳白微传载工事14 消防設備工事	15,202
(横) 2 総務費 (項) 2 総務費 (項) 2 総裁費 (項) 2 機裁費 (項) 3 戸籍住民馬本台帳費 (四) 職員等人件費 (四) 職員等人件費 (四) 3 戸籍住民馬本台帳費 (四) 3 戸籍住民馬本台帳費 (四) 3 戸籍住民馬本台帳費 (四) 3 戸籍住民馬本台帳等 (四) 3 戸籍 (四) 3 戸程 (四) 3 戸籍 (四) 3 戸程 (四) 3												14 陶芸施設電気工事 17 消火器	715
(株) 2 総務数 133,796 △2,815 130,981 (項) 2 後段費 △2,815 2治 科 △375 6101 職員等人件費 △3		111111111111111111111111111111111111111		100,979	, 815,			80,000	20,				D 4 4
160 新総務 133,796 △2,815 130,981 ○2,815 2,85 科 ○2,124 01 職員等人件費 △2,124 ○2,12		(款) 2 総務	7.黄				2	連					
1		1税務総務		$\triangle 2,815$	130, 981				$\triangle 2,815$	2 給 韓	$\triangle 2, 15$	4 01 職員等人件費 6464 職員無 1 件費	A2, 815
1		魟								3	\ 	6 0101 頓貝寺人午賀 	ΔΖ, 8Ι5 Δ2, 124
A 223,241 C2,815 C20,426 C2,815 C2,81	1									4 共済費	28	œ c	144
1	7											3 加末手当3 期末手当	\
計 223,241 △2,815 一 ○2,815 一 ○2,815 2 総務費 (項) 3 戸籍住民基本台帳費 3,624 2 総務費 番柱民 84,283 8,464 92,747 4,840 3,624 2 総務 科 本台帳 92,747 4,840 3,624 2 総 科 3 無 員 1,341 0101 職員等人件費 本台帳 12 委託料 4 共済程 台 1,341 1010 職員等人件費 日本												3 勤勉手当 4 共済組合負担金	$\triangle 320$
2 総務費 本台帳 84, 283 8, 464 92, 747 4, 840 3, 624 2 給 料 1, 500 01 職員等人件費 本台帳 1, 341 1010 職員等人件費 2 一般職給料 平当等 1, 341 1010 職員等人件費 平当等 2 一般職給料 4 共済組合負担金 3 期末手当 12 委託料 4, 840 3 期末手当 12 委託料 4, 840 3 期末手当 12 世民基本合帳等等 2020 住民基本合帳等務に要する経 整 12 コンピニ交付システム改修 季託	_	111111111111111111111111111111111111111	223, 241		220, 426				$\triangle 2,815$				
84, 283 8, 464 92, 747 4, 840 3, 624 2 給 料 1, 500 01 職員等人件費		2	7費				က	住民基本台	、帳費				
3 職 員 1,341 0101 職員等人件費		1戸籍住民		8, 464	92, 747	4,840			3,624	2	1,50	0 01 職員等人件費	3, 624
4 共済費 783 3 住		基本白帳								3 職 出 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計	1,34	1 0101 職員等人件費 2 一般聯絡粉	3, 624
12 委託科 4,840 3 期末手当 3 動勉手当 4 共済組合負担金 4 共済組合負担金 7 2 		ζ								4 共済費	78	1 m	304
4 共済組合負担金 4 共済組合負担金 02 戸籍住民基本合帳等事業 0202 住民基本合帳事務に要する経費 費 12 住民基本台帳システム改修 季託 12 コンビニ交付システム改修 参託 84 983 8 464 97 747 4 840										12 委託料	4,84		513
12 コンビニ交付システム改修 2 12 ロンビニ交付システム改修 2 12 コンビニ交付システム改修 3 694 184 983 8 464 49 747 4 840 3 694 19 14												3 <u>期</u>	524 783
 (1) 住民基本台帳システム改修 (2) 住民基本台帳システム改修 (3) 2 コンビニ交付システム改修 (4) 2 3 634 (5) 2 コンビニ交付システム改修 (6) 2 47 (7) 4 840 (8) 3 694 (8) 3 694 												02 戸籍住民基本台帳等事業 0202 住民基本台帳事務に要する	4
12 住民基本台帳システム改修 季託 12 コンビニ交付システム改修 84 983 8 464 97 747 4 840 3 694												トンド・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ドン・ド	
A 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2												12 住民基本台帳システム改(************************************	
84 283 8 464 92 747 4 840 3 624 金託													
		1111111	84, 283	8, 464	92, 747	4, 840			3.624			泰託	099

(款) 3 民生費	費			(項) 1社	社会福祉費				(東)	(単位 千円)
				正額の	財源内	訊	節	1.		!
ш	補正前の額 	# 正 額	1_		が ろ の 他	耳 類 類	区	金額	説明	<u>——</u> 船
1社会福祉	452, 887	△9, 963	442, 924			$\triangle 9,963$		$\triangle 6,861$	01 職員等人件費	∆9, 963
* 数							3. 横形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形形	$\triangle 1,800$	▽1,800 0101 梅河ホ人千河 ○ 一种野難終末	Δ9, 963 > 6, 861
							三済	△1.302	2 灰菱柏/3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
									3期末手当3期末手当	$\triangle 1,000$
									1	\triangleleft ,
H	1 106 409	0.1	1 106 514			\neg	迎		4 共済組合 其担金 71 降野步 女 佐 市 兼	٦,
4 中 中 世 中 中 中 中 中 中 中 中 中	1, 120, 495	17	1, 120, 314			17	77	77	01 阵러십시자肀米 0103 障害者自立支援に要する経費	217
							及 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		22 国庫負担金等超過交付返還	
							割引料		④	21
4介護保険 費	592, 731	$\triangle 2,400$	590, 331			$\triangle 2,400$	27 繰出金	$\triangle 2,400$	01 介護保険事業 0102 小護保険特別会計繰出に要す	Δ2, 400
<									多格費	△2, 400
									27 介護保険特別会計繰出金	$\triangle 2,400$
5国民年金	4, 143	518	4,661			518	怨	391	01 国民年金事務事業	518
刪							3 類	$\triangle 17$	10101 職員等人件費	518
							∏ ⅓ 	-	2——授惠哲科3年日书	391
							4 共済道	144	る仕右于当っまれまり	081\(\triangle \)
									3 整个十二3 整色用出	20 02
									4 共済組合負担金	144
6医療福祉	304,680	23, 570	328, 250	6, 450		17, 120	11 役務費	670 01	医療福祉事業	23. 570
一		`	`	`			19 扶助費	22, 900 0101	0101 医療福祉に要する経費	12, 900
									11 手数料	009
									19 医療費(県補助)	12,300
									0102 医療福祉に要する経費(市単 な、	010
									第 * * * * *	10, o/0
									11 于级科 10 医眩患 (畄袖)	0/
									TA 乙烷貝(中烷/ 10 入院・外本白口伯祖会	4, 300 6, 040
7国民健康	329, 249	5, 427	334, 676			5, 427	27 繰出金	5, 427	01 国民健康保険事業	5, 427
保険費			`						$\overline{}$	
									要する経費	5, 427
									27 国民健康保険特別会計繰出	
									Æ	5, 427
8後期高齢	605, 969	290	603, 259			290	18 負担金	290	01後期高齢者医療事業 0101後期宣艶者の降に囲する終費	290 200
							、文献の		oioi 皮が同断って呼い次)の作点 18 人間ドック等補助金	290
							交付金			

民生費			\vdash	棋	(項) 1 正 額	社会福祉費の財源	内	請		Ţ.		慎)	(単位 千円)
定	正額計特定	特定	定			} }		一般	1	4	一	明	
	国県支出金 地 方	国県支出金 地 方	県支出金 地 方	户	賃	4	つ 他	財源	j K	紙			
3, 478, 876 17, 463 3, 496, 339 6, 450	17, 463 3, 496, 339	3, 496, 339	6, 450					11,013	3				
(款) 3 民生費 (項) 2 児童	2	2	2	2		児童福祉費	曹						
732, 569 3, 682 736, 251								3,682	22 償	3,682			3, 682
									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0101 児童扶養手 	0101 児童扶養手当支給に要する経 妻	2 216
									割引奉		22 国庫負担	22 国庫負担金等超過交付金返	7, 210
											選忠	1	2, 216
											0102 児童手当3 	010 2 児童手当支給に要する経費 ○ '四唐在'田 今年初'温太仁 今 ,臣	1, 466
											22 国年 12 12 12 13 13 13 13 13	3.缶中四回火心 虽必	1,466
3保育所費 367,213 △22,864 344,349	$\triangle 22,864$							$\triangle 22,864$	2 給	$\triangle 13,57$	△13,578 01 職員等人件費		∆22, 864
									3 職	$\triangle 5, 51$	0 0101 職員等人件		Δ22, 864
									手当等			蒸	$\triangle 13,578$
									4 共済費	$\triangle 3,776$	6 3 期末手当	NIII	$\triangle 3, 136$
											3 勤勉手当	1	$\triangle 2,374$
									1		4 天済組合負担		△3,776
4 児童福祉 1,009,428 8,084 1,017,515 施 霒 費								8, 084	4 22 償還金	8, 08	8, 084 01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保音所に東する経費	;重福祉施設維持管理事業 早間 保 查所に要する終費	8, 084 0684
									X X Z		22 国庫補助	22 国庫補助金等返還金	8,068
									割引料		0102 認定こども	0102 認定こども園に要する経費	91
									:		22	国庫補助金等返還金	16
61,733 962 $62,695$								962	2。	178	8 01 職員等人件費	; ;	962
									3 職	44	449 0101 職員等人件		962
									# # ::		2 一般職給料:		178
									4 共済費	335		×111.	42
											る整木中田・華色・		195
												1.負担金	335
$2,389,996$ $\triangle 10,136$ $2,379,860$	136 2, 379,	2, 379,						$\triangle 10, 136$	9				
民生費 (項) 3 生	က	က	က	က		生活保護費	曹						
1生活保護 89,237 2,793 92,030 △1,499	92, 030	92, 030	$\triangle 1,499$					4, 292	2 8 報	3, 13	136 01 職員等人件費 777 0101 職員等 4 件費	· 一	4, 697
									の横に		エクルゴ番 1010 / 6 10 10 10 10 10 10 10	斯 森	4, 09 / 3 136
									4 共済書	784	4 3 超末年出		367
									10 需用費	94			410
											4 共済組合負担金	7負担金	389
											=	4 共済短期給付負担金	
					ı						NZ 生活保護寺事業	米	∆1, 904

(単位 千円)				94 94 △1, 998	128, 559 128, 559 18, 672 13, 684 215 3, 005 92, 870 113			Δ22, 741 Δ22, 741	$\triangle 13, 265$ $\triangle 2, 681$	$\triangle 2,396$ $\triangle 4,399$	416 416 416		4, (30		320 320 36 25 121 138
演)		説 明		0201 生活保護等総務事務に要する 経費 10 燃料費 0203 生活困窮者自立支援に要する 経費 18 住居確保給付金	128, 559 01 生活保護等扶助事業 0101 生活保護等扶助に要する経費 19 生活扶助費 19 住宅扶助費 19 教育扶助費 19 か護扶助費 19 医療扶助費			真職	2 一般職給表 3 期末手当 3 期末手当 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 勤勉手当 4 共済組合負担金	01 母子保健推進事業 0103 養育医療給付に要する経費 19 養育医療給付金	4,730 01 健康福祉等施設管理運営事業 0101 保健センター管理に要する経 費 12 旧保健センター解体工事設	引 未统安託		36 01 職員等人件費 146 0101 職員等人件費 2 一般職給料 138 3 期末手当 558 3 動勉手当 680 4 共済組合負担金
			領	△1, 998 0201 0203	128, 559			△13, 265 01 職 △5, 077 0101	$\triangle 4,399$		416 01	4, 730			36 146 138 558 9,680
	郎	<	 ₹ <u>4</u>	18 18 18 18 18 18 18 18	19 扶助費			2 給 料 3 職 員	手 4 共済費		19 扶助費	12 委託料			2 2 8 8 8 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
	訳	— 般	財源		32, 140	36, 432		$\triangle 22,741$	'		416	530	$\triangle 21,795$		1,858
2護費	財 源 内	源	その衙				保健衛生費							が諸費	
ಣ	額の	定財					(項) 1保傾					4, 200	4, 200	(項) 1 労働諸費	8, 700
	補可	特	国県支出金 1		96, 419	94,920	-							-	
		111111111111111111111111111111111111111			599, 298	691, 328		408, 165			81, 192	67, 234	1, 362, 378		41, 913
		補正額			128, 559	131, 352		△22, 741			416	4, 730	△17, 595		10, 558
		補正前の額 権			470, 739	559, 976	##	430, 906			80,776	62, 504	1, 379, 973	##	31, 355
(款) 3 民生費				(1生活保護総 務 費)	2	111111111111111111111111111111111111111	(款) 4 衛生費	1保健衛生 総 務 費			4母子保健 事 業 費	5保健セン タ 一 費	11111111	(款) 5 労働	1勤労者福祉施設費
~[<u> </u>				50						\smile	

			(項) 1	6働諸費	Ī	*	.1	(単位)	在 千円)
-		i) (計		Ļ		
₩	補 正 額	1 11111111	(記) (2) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記) (記	財 債 (者) その他	1 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対 対	区	金額	第 說 明	
								02 勤労者福祉施設管理運営事業 0201 勤労青少年ホーム管理に要す る経費 12 勤労青少年ホームおよび稲 ±旧幸始師 はかま まなまる	10, 238
								ロバ単即件体 京級務会記	9, 080 558
+	10, 558	42,677	8, 700	00	1,858			10 /EM/31 A	
			(項) 1)	農業費					
59, 234	1,074	60, 308			1,074	2	28	289 01 職員等人件費	1, 074
						3 職 上 三 米 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	5	[5] 0101 職員等人件費 9 ——乾職參點	1, 074
						三斉	2,	270 3 期末手当	146
								3 勤勉手当 4 共済組合負担余	369
388, 314	△362	387, 952			$\triangle 362$	2	3	(員等人件費	Δ362
						3 職 員 手出等	ZZ	△723 0101 職員等人件費 2 ——停聯給款	△362
						4 共済費	7	48 3 扶養手当	$\triangle 456$
								3 通勤手当	790
								3 住居手当 4	△200 48
26, 779	594	27, 373	219		375	18	2	594 01 農地利用促進事業	594
	!		<u> </u>			; (``!		0101	375
						文 な な な な も の		18 水出利沽用雅進事業助政金 0102 農地中間管理に要する終費	375 219
						1		18 機構集積協力金	219
221, 630	4, 504	226, 134			4, 504	18	4,504	10 10 10 10 10	4, 504
						及交付付金		費 18 県単土地改良上乗せ補助金	4, 504 4, 504
752, 213	5,810	758,023	219		5, 591				
			(項) 1	商工費					
50, 294	$\triangle 125$	50, 169			$\triangle 125$	2	72	240 01 職員等人件費	A125
						3	\bigcirc 3.	25 0101 職員等人作賓 2 — 邮職終點	△125
						4 共済費			$\triangle 25$

(単位 千円)	△300	78,8	19, 10,	500 270 4 270	る	525		2. 571	2, 571	84	612	120	390	1					5, 417	2,261	124
第	3 住居手当4	1 商工振興事業 103 ふるさと応援に要する終	10 7.30さと応援寄附金制礼品 12.30さとが税一括業務委託 18.30さと納税し括業務委託 18.30さと納税返礼品開発支	接伸切金 01 観光振興事業 0101 観光 P R 推進に要する経費	10 日/刺殺本質 01 観光施設等管理運営事業 0102 歩崎公園管理運営に要す	10 光熱水費		84 01 職員等人件費	1,526 0101 職員等人件費	2 一般職給料	3 扶養手当	3 生活手当3 期末手当	3 勤勉手当 4 共済組合負担金			01 市道整備事業 0101 市道整備に要する経費 以源振替)			2, 261 01 職員等人件費 2, 044 0101 職員等人件費	2 一般職給料	3 扶凑于当3 邻 年 第 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
金		19,000	200	270 0	525 6			84 (1,526		961								2, 261	ì	1, 112
以谷		7 報償費		20	10 需用費			2 給 料	3 職 眞	手当等	4 共済費								2 給 料 3 職 目	· 计	4 共済費
1		29, 500	<u> </u>	270 1	525 1	30, 170		2,571						2, 571		△15,800	$\triangle 15,800$		5, 417		
凝凝の							十木管理費								道路橋梁費			画費			
(項) 1 商工費 重正額の財 産産財 金地方債							(項) 1 十木僧								(項) 2 道路棉	15, 800	15,800	(項) 4 都市計画費			
計 国 国 国 国 国 国 会 出 会 出 。		287, 060		8, 033	97, 897	492, 334		121, 642						121, 642		692, 494	858, 925		82, 592		
三 類		29, 500		270	525	30, 170		2, 571						2, 571		0	0		5, 417		
費 補正前の額 補		257, 560		7, 763	97, 372	462, 164	無	119, 071						119, 071	##*	692, 494	858, 925	##	77, 175		
(款) 7 商工費	(1商工総務	2商工振興書	<	3観光振興費	4観光施設費	111111111111111111111111111111111111111	(款) 8 十木曹	K	一					111111111111111111111111111111111111111	(款) 8 土木費	2道路橋梁 新設改良 費	11111111	(款) 8 土木費	1都市計画 総 務 費	<u> </u>	

(款) 10 教育費	(費				頃) 2 小学					(E	(単位 千円)
				M I	額	K	訳	₹ Шζ	節		
Ш	補正前の額	4 正 4	1_	111	定 財 地 方 債 ろ	源の他	財務	X X	金額	- 第一	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1小 学 校 僅 選 選										17 教育振興備品 04 小学校施設整備事業 0401 小学校施設整備に要する経費 (財源振替)	597
111111111111111111111111111111111111111	634, 116	297	634, 713		24, 200		$\triangle 23,603$				
(款) 10 教育費					(項) 4 社会教	L会教育費					
1社会教育	70,209	2, 213	72, 422				2, 213	2 給 料	1,800	800 01 職員等人件費	2, 213
終務費								3 職手手	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	△84 0101 職員等人件費 2 ─ 般職給料	2, 213 1, 800
							•	4 共済費	497	. co	216
										3 住居手当 4 共済組合負担金	$\triangle 300 \\ 497$
2公民館費	81,655	315	81,970				315	2 給 料	138	01 職	315
								3 職 :	ZZ	0101 類	315
							,	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 20		138
								4 共済寅	754		110
										4 共分配口氧石金4 共济短期給付負担金	$\begin{array}{c} 303 \\ \hline \\ 1111 \end{array}$
3図書館費	55, 119	$\triangle 3,719$	51, 400				$\triangle 3,719$	2 給 料	$\triangle 1,869$	△1,869 01 職員等人件費	Δ3, 719
								3 職 三	$\triangle 1,220$	0101 職員等人件費	Δ3, 719
								世 :	<	2 - 殷職給料	$\triangle 1,869$
								4 共済費	0£9∇		001.
										3 凱伽于当4 共済組合自招金	07950
4文化振興	69, 539	938	70, 477				938		7	7 01 職員等人件費	938
声								3 職 完 三 美	620	0101 職員等人件費	826 038
							•	十二十二十二十二十二十二十二十二十八十八十八十八十八十八十八十八十二十八十二十	911	2	218
									011		302
										4 共済組合負担金	311
111111111111111111111111111111111111111	276, 522	$\triangle 253$	276, 269				$\triangle 253$				
(款) 10 教育費	[費				(項) 5保健体育費	〈育費					
1保健体育	45, 497	3, 551	49,048				3, 551	2 給 料 職 場	2, 195	195 01 職員等人件費 870 0101 職員等人件費	3, 551 3, 551
							'	。 手当等		2 一般職給料	2, 195
								4 共済費	486	3 油動手当 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	59
										3 任西中温 3 世书书	7.88
										0 7917 J II	201

(款) 10 教育費	育費					(項) 5 保	5 保健	健体育費								(単位 =	田田
					製	正額	(A)	財源	K H	訳		預					
ш	補正前の額	舞	正額	111111111111111111111111111111111111111	李	띘	五	漠		- - - - - -		l		HH.	売	明	
					国県支出金	地方	重	8	角	財 源	<u><1</u>	Ŕ	倒	美			
(1保健体育															3 勤勉手当		254
総務費	<u>(</u>														4 共済組合負担金		69
															4 共済短期給付負担金		417
111111111111111111111111111111111111111	183, 290		3, 551	186,841						3, 551							
(款) 11	事後旧書					'(里)	4 公共.	(項) 4 公共十木施設災害復旧費	予災害;	須旧費							
1道路橋梁	46,000		0	46,000		3,	3,000			△3,000				0	道路橋梁災害復旧事業		
※ 書後田				`										<u>8</u>	0101 道路橋梁災害復旧に要する経 費	禁	
															(財源振替)		
11111	000 91		U	16 000		8	3 000			V3 000							

給与費明細書

	1 特 別 耶	職											(単位 千円)
1						粉	中	費					
長	x	尔	職員数	鞍	終			その他の手当	1111111	共 済 費	, <u></u>	⟨□	111111111111111111111111111111111111111
10			夫	3	23,0	4		3,484	34,516	9	6,477		40,993
その他の特別職			<u> </u>		20	16,89			69,514	16,	16,538		86,052
112,351 23,004 24,922 25,620 27,286 8,761 (3.35) 26,004 24,922 20,000 24,922 20,000		その他の特別			31				59,731		397		60,128
5		1111111	,				2	3,484	163,761	23,	23,412		187,173
			歩	4	27,5			3,484	139,531	7,	7,236		46,767
その他の特別職					20	16,89			69,514	16,	16,538		86,052
検 (表) (本)		その他の特別			31				59,731		397		60,128
長 等 ○ 1 ○ 4,282 ○ 733 2		11111111	, ,				5	3,484	168,776	24,	24,171		192,947
検 をの他の特別職 総括 本の他の特別職 職員数(人) 本の他の特別職 職員表(人) 本の他の特別職 職員等当 報子 本の他の特別職 職員等当 (296,148] 本の人の (215) 本の人の (215) 本の人の (215) 本の人の (215) 本の人の (215) 本の人の (215) 本の人の (215) 本の人の (226,148) 本のの (226,148) 本のの (226,148) <th< td=""><td></td><td></td><td></td><td>\ 1</td><td>△ 4,5</td><td>\triangleleft</td><td>3</td><td></td><td>\triangle 5,015</td><td>\triangleleft</td><td>759</td><td></td><td>\triangle 5,774</td></th<>				\ 1	△ 4,5	\triangleleft	3		\triangle 5,015	\triangleleft	759		\triangle 5,774
20他の特別職	华												
株	A	その他の特別	小職										
() (1111111	7	7 1	△ 4,5	\triangleleft	3		\triangle 5,015	\triangleleft	759		\triangle 5,774
一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様	2 を	嵌											(単位 千円)
一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様		*** 7** 口 掐			然	中	費			ķ		<	111
(22) (22) (22) (23) (1,415,894) (58) (1) (215) (296,148) <t< td=""><td></td><td> 類貝数(人)</td><td>奉</td><td></td><td>纵</td><td>李</td><td>職員手当</td><td>\Fr</td><td>111111111111111111111111111111111111111</td><td>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</td><td><u>į</u></td><td>ίπ</td><td><u> -</u></td></t<>		類貝数(人)	奉		纵	李	職員手当	\Fr	111111111111111111111111111111111111111	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>į</u>	ίπ	<u> -</u>
(215) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,148) (296,146) (296,148) (296,146)	\$					1,415,894	6	93,265	2,409,159		458,307		2,867,466
前 370 (12) 【296,148】 上465 98 本 (15) (16) (17) (17) (18) (18) 本 (10) (17) (上後	_		[296,148]			2	38,330]	[354,478		51,927]		[406,405]
較 C 8 (10) C 4,465 C 4,465 () 内は再任用短時間勤務職員数を別掲、[30 447] () 内は再任用短時間勤務職員数を別掲、[44,664] 関末手当 動処手当 住居手当 間末前 44,664 309,447 258,438 1 1,014 A 737 1,639 A 日勤務手当 は職手当 は職手当 は職手当 は職手当 は職手当 は、 4 1,644 A 日勤務手当 夜間勤務手当 は職手当 は職手当 は職手当 は職手当 は、 4 1,644 A 日勤務手当 な間勤務手当 は職手当 は職手当 は、 4 1,644 A 日勤務手当 な間勤務手当 は職手当 は職手当 は、 4 1,644 A 日勤務手当 な間勤務手当 は職手当 は、 4 1,644 A 日勤務手当 な間勤務手当 は、 4 1,644 A 日勤務手当 な間勤務 手引 は、 4 1,644 A 日勤務を引 ないまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたい	指出					1,420,359	6	187,257	2,407,616		452,474		2,860,090
数と別掲、 本 分 (10) 人4465 本 分 株養手当 期末手当 動勉手当 住居手当 補正前 44,664 309,447 258,438 1 比較 1,014 737 1,639 △ 区分 宿日直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 退職手 補正前 2,148 25,476 6,052 18 補正前 2,148 23,144 5,625 18 地部 2,148 23,144 5,625 18	IC Bij	[215]		[296,148]			2]	58,330]	[354,478]]	51,927]		[406,405]
区分 扶養手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 補正前 44,664 309,447 258,438 1 比較 1,014 737 1,639 △ 区分 宿月直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 退職手当 補正後 2,148 25,476 6,052 18 市益 2,148 23,144 5,625 18 市本 2,32,144 2,32,144 5,625 18	類	8				\triangle 4,465		8,008	1,{	1,543	5,833		7,376
区分 扶養手当 期末手当 勤勉手当 住居手当 通勤手 補正前 44,664 309,447 258,438 19,849 2 桃正前 44,664 308,710 256,799 21,084 2 比較 1,014 737 1,639 △1,235 区分 宿日直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 管理職員 補正後 2,148 25,476 6,052 187,545 市前 2,148 23,144 5,625 187,545			_	心()	は再任用短	時間勤務職員	員数を別掲、【		計年度任用職員:	全別揭、会計年度化	会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。 (単位 千円)	は期末手	:当のみとなる。 (単位 千円)
補正後 45,678 309,447 258,438 19,849 2 補正前 44,664 308,710 256,799 21,084 2 比較 1,014 737 1,639 △1,235 区分 宿日直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 遭職等当 補正後 2,148 25,476 6,052 187,545 市前 2,148 23,144 5,625 187,545		长	:養手当	期末手	汇	勤勉手当	住居手	無	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	細	管理職手当
補正前 44,664 308,710 256,799 21,084 2 比較 1,014 737 1,639 △1,235 管理職員 区分 宿日直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 遊務手当 楠正後 2,148 25,476 6,052 187,545 楠正前 2,148 23,144 5,625 187,545		補正後	45,678	3(79,447	258,43	8	19,849	26,364	51,329		4,007	51,864
比較 1,014 737 1,639 △1,235 区分 宿日直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 豊職手当 補正後 2,148 25,476 6,052 187,545 補正前 2,148 23,144 5,625 187,545		補正前	44,664	3(08,710	256,79	6	21,084	25,732	51,329		4,007	51,402
区分 宿日直手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 退職手当 管理職員者 勤務手 勤務手 動務手 情正前 補正前 2,148 25,476 6,052 187,545 植正前 2,148 23,144 5,625 187,545	/ sm		1,014		737	1,63	,	1,235	632				462
2,148 25,476 6,052 187,545 2,148 23,144 5,625 187,545		分宿	Ш	休日勤務		(間勤務手当	退職手		管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	無	
2,148 23,144 5,625 187,545 187,545 187,545 23.144 23.23 187,545 23.23 187,545		補正後	2,148		25,476	6,05		.87,545	3,354	1,354		360	
4大		補正前	2,148	7	23,144	5,62		.87,545	3,354	1,354		360	
4X		比 較			2,332	427	2						

議案第70号

令和5年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

令和5年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

4, 343, 427千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 $^{\circ}$

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

第 1 表 歲入歲出予算補正

(単位 千円)	11111111	466, 399	334, 676	4, 343, 427
	補正額	5, 427	5, 427	5, 427
	補正前の額	460,972	329, 249	4, 338, 000
			④	
			X	
			繰	
	道		111111111	
			ব্য	111111111111111111111111111111111111111
			般	
			1 —	⟨□
		毎		
				\forall
	款	Y		難
Υ				
7		6 繰		

(単位 千円)	1 ==	49, 204	46, 421	2, 783	4, 343, 427
	補正額	5, 427	3,887	1,540	5, 427
	補正前の額	43,777	42, 534	1, 243	4, 338, 000
			黄	重	
			畑		
	項		農	税	4
			務		111111111111111111111111111111111111111
			1 総	2 徴	¢π
		量			丑
	款	務			巍
歳 出		1 総			
Ē					

##1 器 別明 事項 黨 1 띰 籗 \exists 臧 \prec 鬆

茄

総

12,909 778,402300 30 3, 085, 385 466, 399 4, 343, 427 (単位 0 0 0 0 0 5, 427 0 0 5, 427 補正額 30 12,909 778, 402 300 460,972 4, 338, 000 3,085,385 補正前の額 斑 菜 金 倒 \prec 金 金 羧 傸 \exists # 氓 丑 以 $\triangleleft \square$ Z 蔌 胀 $\not \Vdash \!\! \! \backslash$ 雞 以 及 \prec 汝 芝 涶 菜 世 鬆 出 Щ 嫰 H 使 图 账 重 鑗 點 Ŋ □ 歳 \sim \Im 9 ∞

歳 出土 (単位 千円) は 株 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上	ı													
出 相正前の額 権正前の額 権正的 数 3,027,986 計算 機 定	(単位 千円)				5, 427									5, 427
Hamilton				倒										
出 株 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上		f 内訳	源	0										
出 株 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上		り財源												
出 株 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上 上		正額の	財											
出 構正前の額 補正額 精正額 事 時 時 総 務 費 43,777 5,427 49,204 四県支出金 展 総 新 費 3,027,986 0 3,027,986 四 財政安定化基金拠出金 1,183,360 0 1,183,360 0 1,183,360 財政安定化基金拠出金 第 62,470 0 300 1 財政安定化基金拠出金 300 0 300 300 諸 支 出 5,105 0 5,105 財政安定化基金額 金 5,105 0 5,105 0 財政安定化基金額 金 5,105 0 15,000 15,000 財政安定保息 財 金 5,105 0 15,000 15,000 計 大 出 4,338,000 5,427 4,343,427 0		構-	for I											
総 総 機 相正前の額 補正額 計 総 務 費 43,777 5,427 49,204 保 総 格 付 費 3,027,986 0 3,027,986 財政安定 化基金加出金 1,183,360 0 1,183,360 財政安定 化基金加出金 1 0 1,183,360 基 衛 第 62,470 0 62,470 基 金 62,470 0 5,105 諸 支 出 5,105 0 5,105 子 備 金 15,000 0 15,000 子 備 合 計 4,338,000 5,427 4,343,427			迅											
総 総 機 相正前の額 補正額 計 総 務 費 43,777 5,427 49,204 保 総 格 付 費 3,027,986 0 3,027,986 財政安定 化基金加出金 1,183,360 0 1,183,360 財政安定 化基金加出金 1 0 1,183,360 基 衛 第 62,470 0 62,470 基 金 62,470 0 5,105 諸 支 出 5,105 0 5,105 子 備 金 15,000 0 15,000 子 備 合 計 4,338,000 5,427 4,343,427			特	国県支出金										
H 株式				11111)4	98	90	1	1	02	00	35	00	22
出 数 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 横正前の額 横正前の額 機工 投入777 会 日 43,777 日 国 日 日 日 日 1,183,360 日			111111111111111111111111111111111111111		49, 20	3, 027, 98	1, 183, 36			62, 47	3(5, 10	15, 00	4, 343, 42
出 数 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 補正前の額 横正前の額 横正前の額 機工 投入777 会 日 43,777 日 国 日 日 日 日 1,183,360 日					27	0	0	0	0	0	0	0	0	27
総 務 費 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (6) (4) (4) (6) (4) (4) (6) (4) (4) (6) (4) (4) (7) (4) (4) (8) (4) (4) (8) (4) (4)			補正額		5, 4									5, 4
総 務 費 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (6) (4) (4) (6) (4) (4) (6) (4) (4) (6) (4) (4) (7) (4) (4) (8) (4) (4) (8) (4) (4))額		777	986	360			470	300	105	000	000
総 務 (株) (株)<			補正前の		43,	3, 027,	1, 183,			62,		5,	15,	4, 338,
総 務 (株) (株)<					#		411	M	1 11	丰	/II	心	#	
H					##/	##	付鱼			##	<u> </u>	7	##/	
(2) (3) (4) (3) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (6) (4) (4) (4) (7) (4) (4) (4) (6) (4) (4) (4) (6) (4) (4) (4) (7) (4) (4) (4) (6) (6) (7) (4) (7) (7) (4) (4) (7) (7) (4) (4) (8) (7) (4) (4) (7) (7) (4) (4) (7) (7) (4) (4) (8) (7) (7) (4) (7) (7) (7) (7) (8)<						付付	費納	丑	拠	業	广			111111111
(1)							辮	拠				丑		⟨□
			蔌		務	総		辮		#	積		備	
						lul.	秉 保	#	定	ı înte	<i>J</i> 6.1	艾		丑
						籢	健	恒		傾	金			羰
	丑				総	米		#		米	挥	鱪	*	
	羰				1	2	3	4	2	9	2		6	

(田件 4日)	77			3,887	1,540	
		ווו	元 位	職員給与費等	事務費等	
			額	5, 427		
			金			
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1		前	区分	一般会計繰入金		
(西) 1 一船今	(項) 1 一般公計	<u></u>	<u> </u>	334, 676		334, 676
		1-	(相) 正 領	5, 427		5, 427
		2000年工程	備正則の領	329, 249		329, 249
2 號 入 (對) 6 編 7 会	(水) 0 株/立		П	1一般会計繰入金		111111111111111111111111111111111111111

(項) 1 総務管理費 (項) 1 総務管理費 (項) 1 総務管理費	(項) 1 総務管理費 正額の財源内部	(項) 1 総務管理費 正額の財源内部
The Design of A Manager A Manage	計	
3,5	45,040 3,887 2 給	3,887 2 給
3	3	3 職
	汌	汌
4 共済費	共済	共済
42, 534 3, 887 46, 421 3, 887	46, 421	3,887
(項) 2 徴税費	2 徴税	2 徴税
1,243 1,540 2,783 1,540 12 委託料	2, 783	1,540 12 委託料
1 043 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0 700	

給与費明細書

1 特	手 別 職	哉													 ()	(単位 千円)
								·	与 費							
	M	尔	職	職員数(人)	報		菜	期末手当	その他の手当	細	- <u>1</u> 1111¤	半	済費	⊲ □		111111111111111111111111111111111111111
		長	秦													
		議														
	出級	その他の特別職	」職	10		182					182					182
		111111111111111111111111111111111111111		10		182					182					182
			秦			_										
		議														
₩	류 닉	その他の特別職	1職	10		92					92					92
		111111111111111111111111111111111111111		10		92					92					92
			华													
<u> </u>	上	議														
7	対	その他の特別職	」職			06					06					06
		111111111111111111111111111111111111111				06					06					06
2 - (1)	一般職 (1)総括	嵌													慎)	(単位 千円)
1	<	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					給	中	華]			11
<u>×1</u>	Ŕ	職員数(人)	## -	報酬		絲	本		職員手当		111111111111111111111111111111111111111		计资单		ίπ	1-
4 4	\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	2 (0)						14,093	10,111	.11	24,	24,204	4,	4,379		28,583
	備止後	[2]		5]	[4,425]				[922]	[22]	[5,347]	47]	6]	[804]		[6,251]
4	清 L	4 (0)						12,417	8,4	8,439	20,	20,856	3,	3,980		24,836
≡	無上門	[2]		[4	[4,425]				[922]	[23]	[5,347]	47]	6]	[904]		[6,251]
<u> </u>	철	1						1,676	1,6	1,672	83,5	3,348		399		3,747
					人()	は再任	用短時間	()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、		は会計年度	度任用職員	を別掲、会言	計年度任用項	】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。 (単位 千円)	よ期末手当((単	当のみとなる。 (単位 千円)
織手員当	区分	 	期末手当	勤勉手当		住居手当	通勤手当	時間外 	ト 特殊勤務 当 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
禁 ¹	補正後		3,035	2,658	28	318	2	236 1,400	00					2,104		
万灵	補正前	360	2,628	2,190	06		1	184 1,400	00					1,677		
	比較		407	4	468	318		52						427		

議案第71号

令和5年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第2号)

令和5年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

971千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,

3, 737, 764千円とする。

歳入歳出 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 abla

予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歲入歲出予算補正

			10			-
(単位 千円)	- 1 1111¤	643,016	581,085	8,664	8,664	3, 737, 764
	補正額	$\triangle 2,400$	$\triangle 2,400$	6, 371	6, 371	3, 971
	補正前の額	645, 416	583, 485	2, 293	2, 293	3, 733, 793
<u> </u>			④		④	
- `\			\prec			
			獭			
	頑		111111111111111111111111111111111111111		解	
			411			11111111
ί.			- 般		- =1/	
<u>}</u>			- -		1 繰	√□
		④		④		
						\forall
	款	Y		越		歳
歳入		7 繰		8 繰		

-	
費	費
1 総	1 総
黄	黄
4 包括	包
色	金
1 償	1 億
出	

第 2 表 債務負担行為補正

ı	· ·		
(単位:千円)	正 後	限 度 額	76, 500
	補	期間	令和 6 年度から 令和 8 年度まで
	正前	限 度 額	66,000
	[留 解	令和6年度から 令和8年度まで
1 変 更	中		地域包括支援センター業務委託(霞ヶ浦地区)

歲入歲出補正予算事項別明細書

(単位 千円)	1111111	782, 527	10	799, 377	950, 205	535, 980	251	643, 016	8,664	9, 698	8, 036	3, 737, 764
	補正額	0	0	0	0	0	0	$\triangle 2,400$	6, 371	0	0	3, 971
	補正前の額	782, 527	10	799, 377	950, 205	535, 980	251	645, 416	2, 293	9, 698	8, 036	3, 733, 793
		茶	菜	④	会	④	Y	④	④	X	~	
			数		付						以	111111111111111111111111111111111111111
			#	田	英	丑	外				K	
	款	険	Ŋ	₩	金			∀	越	对	لدٌ	<u></u> √□
			及		1 121	1. 1	1141				1	\prec
			菜	車	释	Image: Control of the					4	
			用		7						鐷	羰
\prec		俗	使	Ħ	长	≕	益	樂	繰	星	\(\(\)	
纀		1	2	3	4	5	9	2	8	6	10	

(単位 千円)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	天天天	$\triangle 2,896$			496			6, 371		3,971
)	内訳	源	の他									
	補正額の財源内訳		4									
]正額	財	〕 債									
	補	定	地方									
		特	国県支出金									
		111111111111111111111111111111111111111		86, 684	3, 497, 246	1	120,770	14, 146	251	8, 666	10,000	3, 737, 764
		補正額		$\triangle 2,896$	0	0	496	0	0	6, 371	0	3, 971
		補正前の額		89, 580	3, 497, 246	1	120, 274	14, 146	251	2, 295	10,000	3, 733, 793
				費	費	金	費	費	金	金	費	
					付付	金 拠 出	事業	事業	江	77		111111111111111111111111111111111111111
		禁		務	給	華	援事	ドス	積	丑	備	⟨□
					簽	安定化	或	Т	金	赵		=====================================
丑				46	₁₇ 17	1 政	5 域	r 護	1_1/1	Яm	.,	搬
羰				1 総	2 保	3 財	4 地	5 介	多 基	7 諸	8 子	

領							
		(項)	1 一般会計繰入金	計繰入金			(単位 千円)
	4	Ħ	11'	與		R T	=
備止肌の徴	● 無 	锁	1-	X X	金 額	迢	五
5その他一般会計繰入 89,420		$\triangle 2,400$	87,020	1 職員給与費等繰入	$\triangle 2,400$	職員給与費等繰入金	
⊕				会			
計 583, 485		$\triangle 2,400$	581, 085				
(款) 8 繰越令		(通)	1 繰越令				

前年度繰越金

6, 371

金

凝

8,6641 繰8,6648,664

6, 371

2, 293

金

計

1鄰

卌 紿 温 鲁 中 箈

顯

別

椞

(単位

4,843 4,843 4,843 4,843 63,969 66,369 \triangle 2,400 [19,803] [19,803] ()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。 田十 地城手当 (単位 (単位 11111111 管理職員 特別勤務 手当 $\sqrt{\Box}$ ďП 4,331 退職手当 \bigcirc 60 10,604 10,664 [2,622][2,622]夜間勤務 手当 實 曹 嵸 猝 #休日勤務 手当 # 55,705 53,365 \triangle 2,340 [17,181] [17,181] 4,843 4,843 4,843 4,843 宿日直 手当 11111111 422 管理職 手当 [2,905]19,761 20,620 (2,905) \triangle 859 その他の手当 曹 特殊勤務 手当 貴等計 職 1,123 中 時間外 勤務手当 期末手当 中 33,604 35,085 \triangle 1,481 663 663 給 通勤手当 菜 菜 箈 箈 箈 282 282 住居手当 4,843 4,843 4,843 4,843 盃 [14,276] [14,276]報 5,984 勤勉手当 盃 28 職員数(人) 28 28 28 報 6,956 期末手当 その他の特別職 その他の特別職 その他の特別職 搬 ポ 糠 9 9 (9) 職員数(人) 111111111 扶養手当 6 尔 10 鞿 繼 繼 联 岷 岷 \triangleleft 顯 補正後 枯 尔 |X|簽 般 温 榖 補正前 (1)総 補正後 榖 欠 |X|出 띰 1 |X|職手等内員当の訳 丑 無 無 丑 S

4,738 \triangle 407

422

1,123

 \triangle 103 6,087

 \triangle 349

7,305

補正前 楔

議案第72号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第2号)

(総則)

第1条 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

英田

(+1111)	1,065,446千円	1,018,873千円	41,271千円
(補正予定額)	9,775千円	7,341千円	2, 434千円
(既決予定額)	1,055,671千円	1,011,532千円	38,837千円
(科 目)	第1款 水道事業費	第1項 営業費用	第2項 営業外費用

(資本的収入及び支出)

第3条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

英田田

(十里)	785,273千円	479,124千円	306,149年円
(補正予定額)	11,002千円	1,769千円	9,233千円
(既決予定額)	774,271千円	477,355千円	296,916千円
(科 目)	第1款 資本的支出	第1項 建設改良費	第2項 企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算書第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 57,091千円

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 田)						(単位:千円)
禁	運	Ш	既決予定額	補正予定額	111111111111111111111111111111111111111	備考
1. 水道事業費			1, 055, 671	9, 775	1, 065, 446	
	1. 営業費用		1, 011, 532	7, 341	1, 018, 873	
		2. 配水及び給水費	63, 117	6, 500	69, 617	
		4. 総係費	126, 743	841	127, 584	
	2. 営業外費用		38, 837	2, 434	41, 271	
		 支払利息及び 企業債取扱諸費 	38, 737	2, 434	41, 171	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田								(単位:千円)
쌲	벋	П	多少	4 人 是 是	111	₹⊞4	飾	日次
Æ.	平	П	死伏 17 左領	備止	10	区分	金額	17. U.J
1.水 道			1, 055, 671	9,775	1, 065, 446			
事業費	1. 営業費用		1, 011, 532	7, 341	1, 018, 873			
		2. 配水及び	63, 117	6, 500	69, 617			
		給水費				21. 修繕費	6, 500	漏水修繕費用の増
		4. 総係費	126, 743	841	127, 584			
						6. 法定福利費	841	職員の給与の改定に伴う増
	2. 営業外		38, 837	2, 434	41, 271			
	量田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	1. 支払利息	38, 737	2, 434	41, 171			
		及び企業債				1. 企業債利息	2, 434	企業債利息支払いの増
		取扱諸費						

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

(关 出)						(単位:千円)
蒙	茰	Ш	既決予定額	補正予定額	-1 1111111	備
1. 資本的支出			774, 271	11,002	785, 273	
	1. 建設改良費		477, 355	1, 769	479, 124	
		1.配水施設工事費	160, 145	1, 769	161, 914	
	2. 企業債		296, 916	9, 233	306, 149	
	月	1. 企業債償還金	296, 916	9, 233	306, 149	

合和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

(关 田)								(単位:千円)
ħ	벋	П	10000000000000000000000000000000000000	4 人 是 是	111	्रह्मद् सम्बद	節	田浴
Æ.	Ŧ.	П	名分二斤銀	加止了 体徵	п	长因	金額	R7C 473
1. 資本的			774, 271	11,002	785, 273			
₩ Ħ	1. 建設改良		477, 355	1, 769	479, 124			
	暫	1. 配水施設	160, 145	1, 769	161, 914			
		二事人				1. 給料	989	職員の給与の改定に伴う増
						2. 手当	421	職員の給与の改定に伴う増
						4. 法定福利費	712	職員の給与の改定に伴う増
	2. 企業債		296, 916	9, 233	306, 149			
	償還金	1. 企業債	296, 916	9, 233	306, 149			
		償還金				3. 地方公共団体	9, 233	企業債元金支払いの増
						金融機構償還金		

給与費明細書

									(単位):	千円)
	4	盤	員数		給	中	黄		子子 古子 一	4
	R N	特別職(人)	一般職(人)	報酬	格 粽	賃金	新	- 1 1111 -	(左に油小)(左)	
华	損益勘定支弁職員	0	2	0	23, 140	0	13, 028	36, 168	6, 618	42, 786
₹出∜	資本勘定支弁職員	0	2	0	7, 236	0	4, 674	11, 910	2, 395	14, 305
杈	台	0	7	0	30, 376	0	17,702	48, 078	9, 013	57, 091
뫢	損益勘定支弁職員	0	2	0	23, 140	0	13, 028	36, 168	5, 777	41,945
₽ 円 ⅓	資本勘定支弁職員	0	2	0	6, 600	0	4, 253	10,853	1, 683	12, 536
	<u>₩</u>	0	7	0	29, 740	0	17, 281	47,021	7, 460	54, 481
<u> 1</u>	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	841	841
7 1	資本勘定支弁職員	0	0	0	989	0	421	1,057	712	1, 769
	合	0	0	0	636	0	421	1,057	1, 553	2,610

	X	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手計	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
#	輔 正 後	خ 1,765	558	480	89	989	0	645	0	0
汌	補正前	íj 1,765	558	480	0	989	0	645	0	0
Ι (光	۷ و	0	0	89	0	0	0	0	
S E	X A	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職特別手当			***************************************			1 1111
帮	補正後	ج 9, 433	4,012	56						17, 702
	補正前	fi 9,080	4,012	56						17, 281
	比較	\$ 353	0	0						421

議案第73号

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

令和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条

(資本的支出)

第2条 予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

英田田

(+ <u>=</u>)	1,010,830千円	297,281千円
(補正予定額)	345千円	345千円
(既決予定額)	1,010,485千円	296,936千円
(科 目)	第1款 資本的支出	第1項 建設改良費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 43,693千円

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

合和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

(文田)

(単位:千円)

無 表			
11111111	1, 010, 830	297, 281	16, 252
補正予定額	345	345	345
既決予定額	1, 010, 485	296, 936	15, 907
Ш			6. 建設諸費
屋		1.建設改良費	
款	. 資本的支出		

合和5年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

Ħ

 $\stackrel{\textstyle \times}{\times}$

(単位:千円)

		<u> </u>			ı		
H %	ראי שתה				職員の給与の改定に伴う増	職員の給与の改定に伴う増	職員の給与の改定に伴う増
	金額				145	25	148
飾	区分				1. 給料	2. 手当	5. 法定福利費
1111	<u> </u>	1, 010, 830	297, 281	16, 252			
本 一 本 一 本	備上 1. 左領	345	345	345			
日子女子居	死伏 1. 龙领	1, 010, 485	296, 936	15, 907			
П	П			6.建設諸費			
벋	¥		 建設改良 費 				
롺	水	1. 資本的 支出					

合和5年度かすみがうら市下水道事業会計給与明細書

		無	員数		%	中	· ●		# 54	
	Ŕ ×l	特別職(人)	一般職(人)	報酬	架	賃金	無	111111111111111111111111111111111111111	法 尼倫利賽	in. (u
共	損益勘定支弁職員	0	4	0	13, 320	0	9, 770	23, 090	4, 351	27, 441
≣∐∜	資本勘定支弁職員	0	2	0	8, 221	0	5, 399	13,620	2, 632	16, 252
Ø	√ □	0	9	0	21, 541	0	15, 169	36,710	6,983	43, 693
異	損益勘定支弁職員	0	4	0	13, 320	0	9, 770	23, 090	4, 351	27, 441
∄川⅓	資本勘定支弁職員	0	2	0	8,076	0	5, 347	13, 423	2, 484	15, 907
≣	和	0	9	0	21, 396	0	15,117	36, 513	6, 835	43, 348
主	損益勘定支弁職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 ‡	資本勘定支弁職員	0	0	0	145	0	55	197	148	345
	√ □	0	0	0	145	0	55	197	148	345

(単位:十円) 夜間勤務手当	0	0	0	√□ √□	15, 169	15, 117	52
休日勤務手当	0	0	0				0
時間外勤務手当	200	700	0				0
特殊勤務手当	0	0	0				0
通勤手計	408	408	0				0
住居手当	894	894	0				0
児童手当	495	495	0				0
扶養手当	258	558	0	退職手当負担金	2, 923	2,910	13
管理職手当	422	422	0	期末勤勉手当	8, 769	8, 730	39
X X	補 正 後	推 正 計	比較	区分	補 正 後	補 正 前	比較
	111-	Ħ	1 6	S - K) <u>D</u> .	Á	

議案第74号

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、令和6年3月31日をもって土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を解散することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第75号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第1項の規定により、 別紙協議書のとおり土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市 の区域に設置することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

土浦市道神立中央一丁目11号線の区域外設置に関する協議書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第1項の規定により、 土浦市道神立中央一丁目11号線の一部をかすみがうら市の区域に下記のとおり設置する。

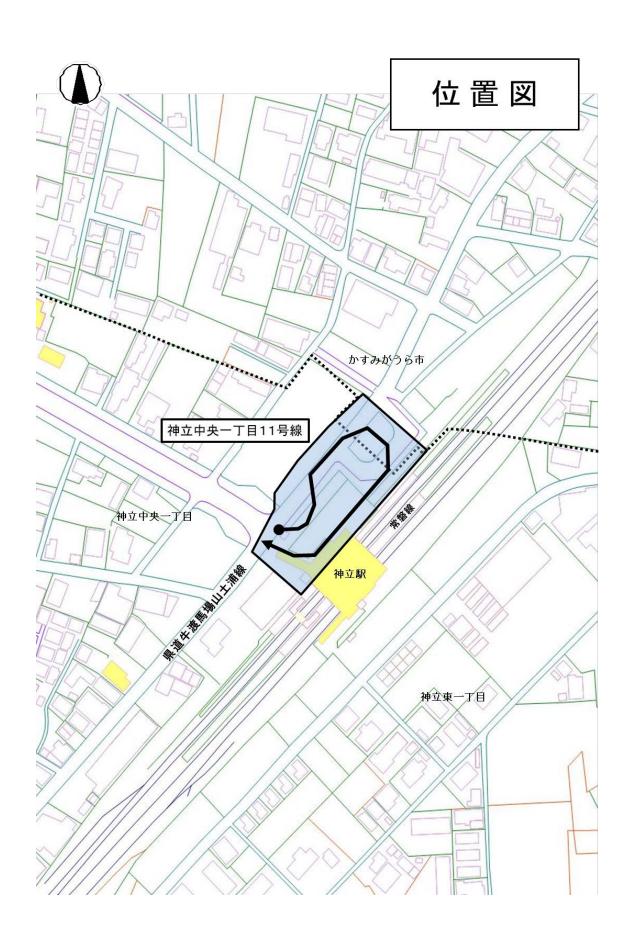
令和 年 月 日

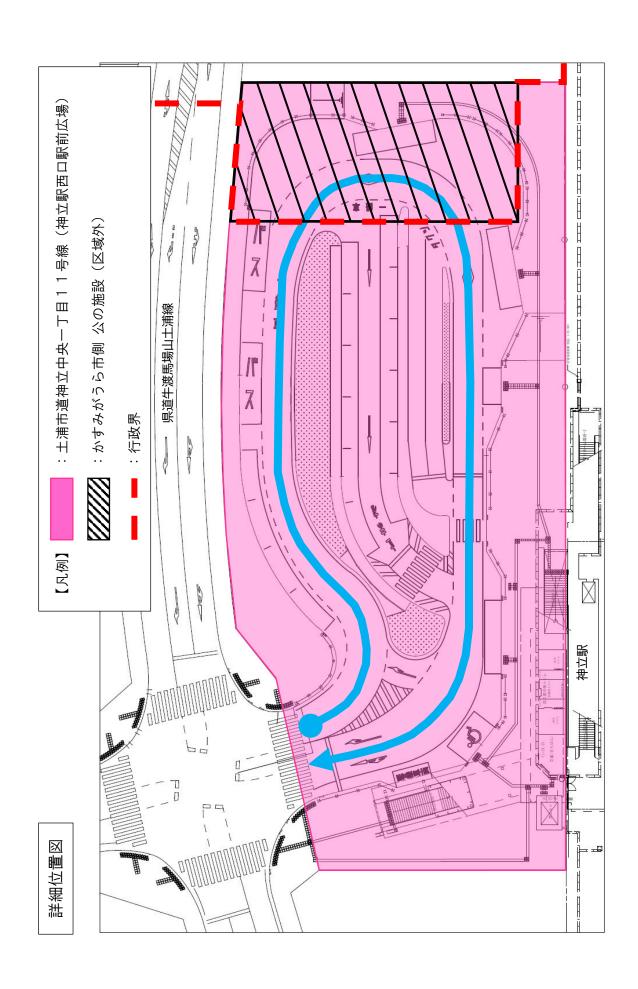
土 浦 市 長 安藤 真理子

かすみがうら市長 宮嶋 謙

記

- 1 施設の名称 土浦市道神立中央一丁目11号線
- 2 設置の場所 かすみがうら市稲吉二丁目3935番
- 3 位置図別紙のとおり
- 4 経費の負担 道路施設の管理に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は、別に定めるものとする。
- 5 そ の 他 この協議書に定めのないことについては、その都度両市で協 議を行い定めるものとする。





(参考資料)

付議事件(条例)条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条 関係

改正前 改正後 (給与に関する特例) (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて 採用された職員(以下「特定任期付職員」と 採用された職員(以下「特定任期付職員」と いう。)には、次の給料表を適用する。 いう。)には、次の給料表を適用する。 号給 給料月額 給料月額 号給 380,000円 <u>376,000円</u> 1 1 2 422,000円 2 427,000円 472,000円 3 477,000円 3 4 533,000円 4 539,000円

608,000円

6 710,000円

830,000円

2 (略) 2 (略)

(給与条例の適用除外)

第8条 (略)

5

7

項及び第20条第2項の規定の適用について は、給与条例第2条第1項中「この条例」と あるのは「この条例及びかすみがうら市一 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例(平成29年かすみがうら市条例第 15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2 項中「100分の120」とあるのは「100分の

(給与条例の適用除外)

第8条 (略)

5

6

7

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1 項及び第20条第2項の規定の適用について は、給与条例第2条第1項中「この条例」と あるのは「この条例及びかすみがうら市一 般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例(平成29年かすみがうら市条例第 15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2 項中「100分の120」とあるのは**6月に支給す**

615,000円

718,000円

839,000円

165」とする。

る場合においては「100分の165」、12月に 支給する場合においては「100分の175」と する。

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(給与条例の適用除外)	(給与条例の適用除外)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1
項及び第20条第2項の規定の適用について	項及び第20条第2項の規定の適用について
は、給与条例第2条第1項中「この条例」と	は、給与条例第2条第1項中「この条例」と
あるのは「この条例及びかすみがうら市一	あるのは「この条例及びかすみがうら市一
般職の任期付職員の採用及び給与の特例に	般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する条例(平成29年かすみがうら市条例第	関する条例(平成29年かすみがうら市条例第
15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2	15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2
項中 <u>「100分の120」</u> とあるのは <u>6月に支給す</u>	項中 <u>「100分の122.5」</u> とあるのは <u>「100分の</u>
<u> る場合においては「100分の165」、12月に</u>	<u>170」</u> とする。
支給する場合においては「100分の175」 と	
する。	

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例	第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例
第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準	第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準
用して算出された額とする。この場合にお	用して算出された額とする。この場合にお
いて、同条第2項中「100分の120」とある	いて、同条第2項中「100分の120」とある
のは「 <u>100分の167.5</u> 」とし、同条第5項中	のは「 6月に支給する場合においては100分
「行政職給料表の適用を受ける職員でその	<u>の167.5、12月に支給する場合においては</u>
職務の級が3級以上のもの並びに同表以外	<u>100分の172.5</u> 」とし、同条第5項中「行政
の各給料表の適用を受ける職員で職務の複	職給料表の適用を受ける職員でその職務の
雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに	級が3級以上のもの並びに同表以外の各給
相当する職員として当該各給料表につき規	料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困

則で定めるもの」とあるのは「規則で定め る職員」と、「職員の職の職制上の段階、 職務の級等を考慮して規則で定める職員の 区分に応じて」とあるのは「職務等に応じ て」と読み替えるものとする。

改正前

難及び責任の度等を考慮してこれに相当す る職員として当該各給料表につき規則で定 めるもの」とあるのは「規則で定める職 員」と、「職員の職の職制上の段階、職務 の級等を考慮して規則で定める職員の区分 に応じて」とあるのは「職務等に応じて」 と読み替えるものとする。

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条 関係

(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例|第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例 第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準 用して算出された額とする。この場合にお いて、同条第2項中**「100分の120」**とある| のは「6月に支給する場合においては100分 の167.5、12月に支給する場合においては 100分の172.5」とし、同条第5項中「行政 職給料表の適用を受ける職員でその職務の 級が3級以上のもの並びに同表以外の各給 料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困 難及び責任の度等を考慮してこれに相当す る職員として当該各給料表につき規則で定 めるもの」とあるのは「規則で定める職 員」と、「職員の職の職制上の段階、職務 の級等を考慮して規則で定める職員の区分 に応じて」とあるのは「職務等に応じて」

と読み替えるものとする。

改正後

(期末手当)

第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準 用して算出された額とする。この場合にお いて、同条第2項中**「100分の122.5」**とあ るのは「100分の170」とし、同条第5項中 「行政職給料表の適用を受ける職員でその 職務の級が3級以上のもの並びに同表以外 の各給料表の適用を受ける職員で職務の複 雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに 相当する職員として当該各給料表につき規 則で定めるもの」とあるのは「規則で定め る職員」と、「職員の職の職制上の段階、 職務の級等を考慮して規則で定める職員の 区分に応じて」とあるのは「職務等に応じ て」と読み替えるものとする。

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以	第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以
下この条から第20条の3までにおいてこれ	下この条から第20条の3までにおいてこれ

らの日を「基準日」という。) にそれぞれ 在職する職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の規則で定める日(次条及び第20 条の3第1項においてこれらの日を「支給 日」という。)に支給する。これらの基準 日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職 員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員 及び規則で定める職員を除く。)について も同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月 以内の期間における職員の在職期間の次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100 分の120」とあるのは、**「100分の67.5」**と する。

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任 命権者が規則で定める基準に従って定める 割合を乗じて得た額とする。この場合にお いて、各任命権者が支給する勤勉手当の額 の、その者に所属する次の各号に掲げる職 員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号 に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員 がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又は死亡 した日現在。次項において同じ。)におい て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対

らの日を「基準日」という。) にそれぞれ 在職する職員に対して、それぞれ基準日の 属する月の規則で定める日(次条及び第20 条の3第1項においてこれらの日を「支給 日」という。)に支給する。これらの基準 日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職 員(第23条第7項の規定の適用を受ける職員 及び規則で定める職員を除く。)について も同様とする。

- 支給する場合においては100分の120、12月 **に支給する場合においては100分の125**を乗 じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期 間における職員の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。
- 項の規定の適用については、同項中「100 分の120」とあるのは、「**6月に支給する場** 合においては100分の67.5、12月に支給す **る場合においては100分の70」**とする。

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 命権者が規則で定める基準に従って定める 割合を乗じて得た額とする。この場合にお いて、各任命権者が支給する勤勉手当の額 の、その者に所属する次の各号に掲げる職 員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号 に定める額を超えてはならない。
- 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員 がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死 亡した職員にあっては、退職し、又は死亡 した日現在。次項において同じ。) におい て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対

する地域手当の月額の合計額を加算した額 に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再 任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 を乗じて得た額の総額

する地域手当の月額の合計額を加算した額 に6月に支給する場合においては100分の 100、12月に支給する場合においては100分 の105を乗じて得た額の総額

任用職員の勤勉手当基礎額に**6月に支給す** <u>る場合においては100分の47.5、12月に支</u> **給する場合においては100分の50**を乗じて

得た額の総額

3~5 (略)

3~5 (略)

(休職者の給与)

第23条 1~7 (略)

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手 て、第20条の2中「前条第1項」とあるの は、「**第24条第7項**」と読み替えるものと する。

(休職者の給与)

第23条 1~7 (略)

当の支給については、第20条の2及び第20 当の支給については、第20条の2及び第20 条の3の規定を準用する。この場合におい 条の3の規定を準用する。この場合におい て、第20条の2中「前条第1項」とあるの は、「第23条第7項」と読み替えるものと する。

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
。 サルエルの焼い サルエルサオ焼いる	

- 支給する場合においては100分の120、12月 の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇 に支給する場合においては100分の125を乗 月以内の期間における職員の在職期間の次 における職員の在職期間の次の各号に掲げ、める割合を乗じて得た額とする。 る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。
- **120」**とあるのは、**「6月に支給する場合に** おいては100分の67.5、12月に支給する場合 **においては100分の70」**とする。

|2 期末手当の額は、期末手当基礎額に**6月に**|2 期末手当の額は、期末手当基礎額に**100分** じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間 の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

|3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項|3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項 の規定の適用については、同項中「100分の」の規定の適用については、同項中「100分の 122.5」とあるのは、「100分の68.75」とす る。

(勤勉手当)

第21条 (略)

- |2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命||2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、各任命権者が支給する勤勉手当の額 員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号 に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員|(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそ れぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した日 現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に6月に支 給する場合においては100分の100、12月に **支給する場合においては100分の105**を乗じ
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任 用職員の勤勉手当基礎額に**6月に支給する場** 合においては100分の47.5、12月に支給する 場合においては100分の50を乗じて得た額の 総額

て得た額の総額

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 権者が規則で定める基準に従って定める割 権者が規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、各任命権者が支給する勤勉手当の額 の、その者に所属する次の各号に掲げる職 の、その者に所属する次の各号に掲げる職 員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号 に定める額を超えてはならない。
 - 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそ れぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した 職員にあっては、退職し、又は死亡した日 現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額及びこれに対する地域 手当の月額の合計額を加算した額に100分の 102.5を乗じて得た額の総額
 - 用職員の勤勉手当基礎額に**100分の48. 75**を 乗じて得た額の総額

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第27条 (略)	第27条 (略)
2 (略)	2 (略)
	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地
	方税法施行令第56条の89第4項に規定する
	出産被保険者(以下「出産被保険者」とい
	う。) が属する場合における当該納税義務
	者に対して課する所得割額及び被保険者均

等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の

規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保 険者均等割額)の12分の1の額に、当該出 産被保険者の産前産後期間のうち当該年 度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介 護納付金課税額の所得割額 当該出産被 保険者につき第11条の規定により算定し た所得割額の12分の1の額に、当該出産 被保険者の産前産後期間のうち当該年度 に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

- 第28条の3 国民健康保険税の納税義務者 は、出産被保険者が世帯に属する場合に は、次に掲げる事項を記載した届書を市長 に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及 び個人番号(行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関す る法律第2条第5項に規定する個人番号を いう。以下同じ。)
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日 及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義 務者は、次に掲げる書類を添えなければな らない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らか にすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者 の出産の予定日の6月前から行うことがで きる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該 出産被保険者について同項各号に掲げる事 項及び第2項各号に掲げる書類において明 らかにすべき事項を確認することができる 場合は、第1項の規定による届出を省略さ せることができる。

附則

<u>(施行期日)</u>

<u>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u>

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市 国民健康保険税条例の規定は、令和5年度 分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後 の期間に係るもの及び令和6年度以後の年 度分の国民健康保険税について適用し、令 和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年 12月以前の期間に係るもの及び令和4年度 分までの国民健康保険税については、なお 従前の例による。

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前

(変電設備)

第10条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(3) (略)

(3の2) <u>キュービクル式のものにあって</u> <u>は、</u>建築物等の部分との間に換気、点 検及び整備に支障のない距離を保つこ と。

(3O3)~(10) (略)

2及び3 (略)

(急速充電設備)

第10条の2 急速充電設備(電気を設備内部 で変圧して、電気自動車等(電気を動力源 とする自動車、原動機付自転車、船舶、 航空機その他これらに類するものをい う。以下同じ。) にコネクター(充電用ケ ーブルを電気自動車等に接続するための ものをいう。以下同じ。)を用いて充電す る設備(全出力20キロワット以下のものを 除く。)をいい、分離型のもの(変圧する 機能を有する設備本体及び充電ポスト(コ ネクター及び充電用ケーブルを収納する 設備で、変圧する機能を有しないものを いう。以下同じ。)により構成されるもの をいう。以下同じ。)にあっては、充電ポ ストを含む。以下同じ。)の位置、構造及 び管理は、次の各号に掲げる基準によら なければならない。

(1) \sim (3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずるこ

改正後

(変電設備)

第10条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に定めるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)~(3) (略)

(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点 検及び整備に支障のない距離を保つこ と。

(3O3)~(10) (略)

2及び3 (略)

(急速充電設備)

第10条の2 急速充電設備(電気を設備内部 で変圧して、電気自動車等(電気を動力源 とする自動車、原動機付自転車、船舶、 航空機その他これらに類するものをい う。以下同じ。)にコネクター(充電用ケ ーブルを電気自動車等に接続するための ものをいう。以下同じ。)を用いて充電す る設備(全出力20キロワット以下のものを 除く。)をいい、分離型のもの(変圧する 機能を有する設備本体及び充電ポスト(コ ネクター及び充電用ケーブルを収納する 設備で、変圧する機能を有しないものを いう。以下同じ。)により構成されるもの をいう。以下同じ。)にあっては、充電ポ ストを含む。以下同じ。)の位置、構造及 び管理は、次の各号に掲げる基準によら なければならない。。

(1) \sim (3) (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を

と。

(5)~(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第12条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量 <u>と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワ</u> 一・セル未満のものを除く。以下同じ。) の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転 <u>倒しないように設けなければならない。</u> ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又 は台上にあっては、耐酸性の床又は台と しないことができる。

- 2 (略)
- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸 入防止の措置を講じたキュービクル式の ものとしなければならない。

る蓄電池設備の位置、構造及び管理の基 準については、第9条第4号、第10条第1項 第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに 第2項並びに本条第1項の規定を準用す る。

講ずること。

(5)~(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

- 第12条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワ <u>ット時以下のもの及び蓄電池容量が10キ</u> ロワット時を超え20キロワット時以下の ものであって蓄電池設備の出火防止措置 及び延焼防止措置に関する基準(令和5年 消防庁告示第7号)第2に定めるものを除 く。以下同じ。)は、地震等により容易に 転倒し、亀裂し、又は破損しない構造と すること。この場合において、開放形鉛 蓄電池を用いたものにあっては、その電 槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなけ ればならない。
- 2 (略)
- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設 ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける 電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火 防止措置及び延焼防止措置に関する基準 第3に定めるもの並びに消防長(消防署長) が火災予防上支障がないと認める構造を 有するキュービクル式のものを除く。)に あっては、建築物から3メートル以上の距 離を保たなければならない。ただし、不 燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口 部のないものに面するときは、この限り でない。
- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設け 4 前項に規定するもののほか、屋外に設け る蓄電池設備の位置、構造及び管理の基 準については、第9条第4号、第10条第1項 第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに **第10条の2第1項第4号**の規定を準用する。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第42条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようと<u>するもの</u>は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

(防火対象物の使用開始の届出等)

第42条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)をそれぞれの用途に使用しようと<u>する者</u>は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長に届け出なければならない。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第43条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようと**するもの**は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)~(12) (略)

(13) 蓄電池設備

(14)及び(15) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第43条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようと**する者**は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)~(12) (略)

(13) 蓄電池設備(**蓄電池容量が20キロワッ** ト時以下のものを除く。)

(14)及び(15) (略)

<u>附 則</u>

<u>(施行期日)</u>

<u>1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。</u>

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関 を原動力とする発電設備及びこの条例に よる改正後のかすみがうら市火災予防条 例(以下「新条例」という。)第12条第1項 に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げ るものを除く。)(以下この項において 「燃料電池発電設備等」という。)又は現 に設置の工事中である燃料電池発電設備 等のうち、新条例第10条第1項第3号の 2(新条例第7条の3第1項及び第3項、第10 条第3項、第11条第2項及び第3項並びに第 12条第2項及び第4項において準用する場

- <u>合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。</u>
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は 設置の工事がされている新条例第12条第1 項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるも のを除く。)のうち、新条例第12条第1項 の規定に適合しないものについては、こ の規定にかかわらず、なお従前の例によ る。
- 4 新条例第12条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

【**改正前**】 別表第1(第2条、第17条関係)

種類							離隔	· 导距離	(cm)			
						入力	上方	側方	前方	後方	備考	
(断	各)											
		不燃	開放記	弋	組込型こんろ・グリ ル付こんろ・グリド ル付こんろ、キャビ ネット型こんろ・グ	14kW 以下	100	15注	15	15注		
		以外			リル付こんろ・グリ ドルこんろ						注:	
	気体				据置型レンジ	21kW 以下	100	15注	15	15注	機器 本体	
厨房設備	燃料	不燃	開放式	弌	組込型こんろ・グリドル付こんろ、キャビル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドルこんろ	14kW 以下	80	0		0	上の方は方離ス後の隔	
						据置型レンジ	21kW 以下	80	0	_	0	距離を示
	使用温度が800℃以上 のもの				_	250	200	300	200	す。		
		上記に分類さ いないもの				_	150	100	200	100		
	4040				用温度が300℃未満 もの	_	100	50	100	50		

【**改正後**】 別表第1(第2条、第17条関係)

					種類		離隔	扇距離	(cm)		
						入力	上方	側方	前方	後方	備考
(昭	李)										
			燃開放式以		組込型こんろ・グリ						
					ル付こんろ・グリド						
		不燃以外			ル付こんろ、キャビ	14kW	100	15注	15	15注	
				+	ネット型こんろ・グ	以下	100	1011	10	1011	
				Ų	リル付こんろ・グリ						
					ドルこんろ						
	気				 据置型レンジ	21kW	100	15注	15	15注	
	体					以下					
	燃				組込型こんろ・グリ						
	料				ル付こんろ・グリド						注:
			不開放式燃		ル付こんろ、キャビ	14kW	80	0	_	0	機器
				ţ	ネット型こんろ・グ	以下					本体
		燃		リル付こんろ・グリ						上方	
厨					ドルこんろ						の側
房					据置型レンジ	21kW	80	0	_	0	方又
設			1 111			以下					は後
備		<u>不</u>	木炭を								方の
		<u>燃</u>	<u>燃料と</u>		炭火焼き器	=	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	離隔
	固	<u>以</u>	<u>する</u> も	<u>5</u>							距離を示
	<u>体</u>	<u>外</u>	<u>の</u> +#4	<u>. </u>							を小す。
	<u>燃</u>	不	木炭を								9 0
	<u>料</u>	<u>不</u>	<u>燃料と</u>		炭火焼き器	=	<u>80</u>	<u>30</u>	=	<u>30</u>	
		<u>Mini</u>		<u> </u>							
	<u> </u>										
	使用温度が800で以上のもの					_	250	200	300	200	
	上言	己にろ	対類さ		 用温度が300℃以上						
		こいさ			0℃未満のもの	_	150	100	200	100	
	., •	,	-		用温度が300℃未満						
					もの		100	50	100	50	
						L		l	l		

かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する等の条例 新旧対 照表

かすみがうら市立児童館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

	改正前			改正後		
5	別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置	
	<u>稲吉児童館</u>	かすみがうら市稲吉二丁目		大塚児童館	(略)	
		<u>6番5号</u>		新治児童館	(略)	
	大塚児童館	(略)				
	新治児童館	(略)				

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 (附則第2項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1	日当(1	宿泊料	食卓料
					キロメ	日につ	(1夜に	(1夜に
					ートル	き)	つき)	つき)
					につき)			
執行	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関								
附属	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関	子ども・子育	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	て会議委員							
	<u>勤労青少年ホ</u>			<u>7, 500</u>	<u>37</u>	<u>2, 100</u>	<u>12, 500</u>	<u>2, 100</u>
	<u>ーム運営委員</u>							
	<u>会委員</u>							
	地域包括支援	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	センター運営							
	協議会委員							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関								

備考 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

機関名	職名	報酬		旅費				
		年額	月額	日額	車賃(1	日当(1	宿泊料	食卓料
					キロメ	日につ	(1夜に	(1夜に
					ートル	き)	つき)	つき)
					につき)			
執行	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関								
附属	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関	子ども・子育	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	て会議委員							
	地域包括支援	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	センター運営							
	協議会委員							
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
補助	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
機関								

備考 (略)

かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)

W TO TO TO THE TOTAL THE TOTAL TO THE TOTAL THE TOTAL TO	
改正前	改正後
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) かすみがうら市勤労青少年ホームの設	
置及び管理に関する条例(平成17年かすみ	
<u>がうら市条例第111号)</u>	
<u>(5)</u> ~ <u>(35)</u> (略)	(4) ~ (34) (略)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(附則第4項関係)

改正前	改正後
(適用施設)	(適用施設)
第2条 この条例の適用を受ける公の施設	第2条 この条例の適用を受ける公の施設
は、次の各号に掲げる条例の適用を受け	は、次の各号に掲げる条例の適用を受け
る施設とする。ただし、 <mark>第15号</mark> の適用に	る施設とする。ただし、 第14号 の適用に

おいては、社会体育の振興を図るため、 教育委員会規則で定めるところにより学 校施設及び設備を市民等の使用に供する 場合に限る。

(1) (略)

(2) かすみがうら市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第111号)

(3)~**(15)** (略)

備考 (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料

+/⇒⊓.	区分		1時間	あたり
施設 名等			使用料	
名 等			市内	市外
働く女	(略)		(略)	(略)
性の家				
<u>勤労青</u>	集会室	<u>A</u>	<u>200円</u>	<u>300円</u>
<u>少年ホ</u>	<u>集会室</u>	<u>B</u>	<u>160円</u>	<u>240円</u>
<u> </u>	<u>和室 A</u>	i	<u>100円</u>	<u>150円</u>
	<u>和室B</u>	i	<u>120円</u>	<u>180円</u>
	音楽室	l	<u>120円</u>	<u>180円</u>
	<u>体育</u>	<u>施設</u>	<u>200円</u>	300円
	室	<u>使用</u>		
		<u>料</u>		
		<u>照明</u>	<u>80円</u>	<u>80円</u>
		<u>使用</u>		
		<u>料</u>		
地域福	(略)		(略)	(略)
祉セン				
ターや				
まゆり				
館				
(略)	(略)		(略)	(略)

おいては、社会体育の振興を図るため、 教育委員会規則で定めるところにより学 校施設及び設備を市民等の使用に供する 場合に限る。

(1) (略)

(2)~**(14)** (略)

別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係) 貸切り使用料

施設名等	区分	1時間あたり 使用料 市内 市外		
働く女	(略)	(略)	(略)	
性の家				
地域福	(略)	(略)	(略)	
祉セン				
ターや				
まゆり				
館				
(略)	(略)	(略)	(略)	

備考 (略)